

# 参議院内閣委員会議録第十三号

昭和三十二年三月二十八日(木曜日)午前十時三十二分開会

昭和三十二年三月二十八日(木曜日)午前十一時三十二分閉会

## 委員の異動

三月二十七日委員横川信夫君辞任につき、その補欠として西岡ハル君を議長において指名した。三君辞任につき、そ本日委員吉米地義三君辞任において、その補欠として手島栄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

## 委員長

龜山 得治君

## 理事

上原 正吉君

## 委員

大谷藤之助君  
秋山 長造君  
竹下 豊次君

## 事務局側

建設大臣官房長  
建設省道路局長  
建設省住宅局  
長事務取扱常任委員  
杉田正三郎君

富樫 謙一君

柴山 達夫君

鬼丸 勝之君

山内 公猷君

高田 浩運君

福永 一臣君

安田 嶽君

井村 德二君

木村篤太郎君

迫水 久常君

手島 栄君

松岡 伊藤

片岡 文重君

八木 幸吉君

厚生大臣  
建設大臣  
政府委員  
宮内庁次長  
瓜生 順良君

神山 博君

南條 徳男君

平市君

秀逸君

田畑 金光君

八木 幸吉君

文化財保護委員会委員長	河井 繩八君
文化財保護委員会事務局長	岡田 孝平君
厚生大臣官房総務課長	牛丸 義留君

厚生省公衆衛生局環境衛生部長	橋本 正康君
厚生省社会局長	安田 嶽君
厚生省児童局長	高田 浩運君
運輸政務次官	福永 一臣君
自動車局長	山内 公猷君
建設大臣官房長	柴山 達夫君
建設省道路局長	井村 德二君
建設省住宅局	木村篤太郎君
常任委員	杉田正三郎君
富樫 謙一君	大谷藤之助君
柴山 達夫君	秋山 長造君
鬼丸 勝之君	竹下 豊次君
山内 公猷君	手島 栄君
高田 浩運君	迫水 久常君
福永 一臣君	手島 栄君
岡田 孝平君	井村 德二君
橋本 正康君	木村篤太郎君
安田 嶽君	片岡 文重君
牛丸 義留君	田畑 金光君
河井 繩八君	八木 幸吉君

○委員長(龜田得治君) まず、厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案についてなお御質疑の方は順次御発言願います。

○秋山長造君 大臣へ簡単にお伺いし

ます。ですが、この前の委員会で片岡委員から、国立精薄児施設について非常に詳しい、まあ希望をもせての質問があつたわけであります。が、精薄児の膨大な数からいましても、それからまた聴取者の数からいいましても、これは国

立とはいえ、百人程度しか収容されないものを一ヵ所ということでは、あまりにも貧弱なことは、これはわかり切つたことでしょう。おそらく大臣がこの前おっしゃったように、やつぱりこれはまあいわばモデル・ケースとしておりになること以上の効果を期待することは、一ヵ所だけでは無理だと思います。そこで、片岡委員は、今後これをモデル・ケースとして、皮切りとして、年次計画をもつて少くとも全国数カ所にわたってこういう施設を作っていくことになります。それで、この点を私もう少し突き詰めて御答弁を願いたいと思うのですが、その御答弁を願う前に、たとえば精薄児が全国で九十万近くのあります。この精薄児、特に痴愚あるいは自痴という程度の精薄児というものは、全国にどういう分布状態を示して

おるのか、これは府県によつて非常に多い所とそれから少い所があると思います

が、御趣旨もごもつともござります

から、これはぜひそういうような方針

を打ち立てまして、逐次一つ今度でき

ます国立の施設をモデルにいたしまし

て完備して参りたい、そこで、それに

所、そういう所に漸次この国立の収容

施設というものを作つていかれるとい

う計画も、私また一つの方法じゃない

かというふうに考える、それらの点に

ついてお答えをいただきたい。

○國務大臣(神田博君) ただいま精薄児の問題につきまして秋山委員からお尋ねがあつたのでありますが、約九十九万近い精薄児のうち、大体九〇%は文部省のこれは学校教育で、乏しいながらも一応教育をやつておるようですが、これらはまあいわばモデル・ケースとしていることで、片岡委員は、今後これをモデル・ケースとして、皮切りとして、年次計画をもつて少くとも全国数カ所にわたってこういう施設を作っていくことになります。それで、この点を私もう少し突き詰めて御答弁を願いたいと思うのですが、その御答弁を願う前に、たとえば精薄児が全国で九十万近くのあります。この精薄児、特に痴愚あるいは自痴という程度の精薄児というものは、全国にどういう分布状態を示して

おるのか、これは府県によつたのでござります

が、御趣旨もごもつともござります

から、これはぜひそういうような方針

を打ち立てまして、逐次一つ今度でき

ます国立の施設をモデルにいたしまし

て完備して参りたい、そこで、それに

所、そういう所に漸次この国立の収容

施設というものを作つていかれるとい

う計画も、私また一つの方法じゃない

かというふうに考える、それらの点に

ついてお答えをいただきたい。

○國務大臣(神田博君) ただいま精薄児の問題につきまして秋山委員からお尋ねがあつたのでありますが、約九十九万近い精薄児のうち、大体九〇%は文部省のこれは学校教育で、乏しいながらも一応教育をやつておるようですが、これらはまあいわばモデル・ケースとしていることで、片岡委員は、今後これをモデル・ケースとして、皮切りとして、年次計画をもつて少くとも全国数カ所にわたってこういう施設を作していくことになります。それで、この点を私もう少し突き詰めて御答弁を願いたいと思うのですが、その御答弁を願う前に、たとえば精薄児が全国で九十万近くのあります。この精薄児、特に痴愚あるいは自痴という程度の精薄児というものは、全国にどういう分布状態を示して

おるのか、これは府県によつたのでござります

が、御趣旨もごもつともござります

から、これはぜひそういうような方針

を打ち立てまして、逐次一つ今度でき

ます国立の施設をモデルにいたしまし

て完備して参りたい、そこで、それに

所、そういう所に漸次この国立の収容

施設というものを作つていかれるとい

う計画も、私また一つの方法じゃない

かというふうに考える、それらの点に

ついてお答えをいただきたい。

○國務大臣(神田博君) ただいま精薄児の問題につきまして秋山委員からお尋ねがあつたのでありますが、約九十九万近い精薄児のうち、大体九〇%は文部省のこれは学校教育で、乏しいながらも一応教育をやつておるようですが、これらはまあいわばモデル・ケースとしていることで、片岡委員は、今後これをモデル・ケースとして、皮切りとして、年次計画をもつて少くとも全国数カ所にわたってこういう施設を作っていくことになります。それで、この点を私もう少し突き詰めて御答弁を願いたいと思うのですが、その御答弁を願う前に、たとえば精薄児が全国で九十万近くのあります。この精薄児、特に痴愚あるいは自痴という程度の精薄児というものは、全国にどういう分布状態を示して

おるのか、これは府県によつたのでござります

が、御趣旨もごもつともござります

から、これはぜひそういうような方針

を打ち立てまして、逐次一つ今度でき

ます国立の施設をモデルにいたしまし

て完備して参りたい、そこで、それに

所、そういう所に漸次この国立の収容

施設というものを作つていかれるとい

う計画も、私また一つの方法じゃない

かというふうに考える、それらの点に

ついてお答えをいただきたい。

○國務大臣(神田博君) ただいま精薄児の問題につきまして秋山委員からお尋ねがあつたのでありますが、約九十九万近い精薄児のうち、大体九〇%は文部省のこれは学校教育で、乏しいながらも一応教育をやつておるようですが、これらはまあいわばモデル・ケースとしていることで、片岡委員は、今後これをモデル・ケースとして、皮切りとして、年次計画をもつて少くとも全国数カ所にわたってこういう施設を作っていくことになります。それで、この点を私もう少し突き詰めて御答弁を願いたいと思うのですが、その御答弁を願う前に、たとえば精薄児が全国で九十万近くのあります。この精薄児、特に痴愚あるいは自痴という程度の精薄児というものは、全国にどういう分布状態を示して

おるのか、これは府県によつたのでござります

が、御趣旨もごもつともござります

から、これはぜひそういうような方針

を打ち立てまして、逐次一つ今度でき

ます国立の施設をモデルにいたしまし

て完備して参りたい、そこで、それに

所、そういう所に漸次この国立の収容

施設というものを作つていかれるとい

う計画も、私また一つの方法じゃない

かというふうに考える、それらの点に

ついてお答えをいただきたい。

○國務大臣(神田博君) ただいま精薄児の問題につきまして秋山委員からお尋ねがあつたのでありますが、約九十九万近い精薄児のうち、大体九〇%は文部省のこれは学校教育で、乏しいながらも一応教育をやつておるようですが、これらはまあいわばモデル・ケースとしていることで、片岡委員は、今後これをモデル・ケースとして、皮切りとして、年次計画をもつて少くとも全国数カ所にわたってこういう施設を作っていくことになります。それで、この点を私もう少し突き詰めて御答弁を願いたいと思うのですが、その御答弁を願う前に、たとえば精薄児が全国で九十万近くのあります。この精薄児、特に痴愚あるいは自痴という程度の精薄児というものは、全国にどういう分布状態を示して

おるのか、これは府県によつたのでござります

が、御趣旨もごもつともござります

から、これはぜひそういうような方針

を打ち立てまして、逐次一つ今度でき

ます国立の施設をモデルにいたしまし

て完備して参りたい、そこで、それに

所、そういう所に漸次この国立の収容

施設というものを作つていかれるとい

う計画も、私また一つの方法じゃない

かというふうに考える、それらの点に

ついてお答えをいただきたい。

○國務大臣(神田博君) ただいま精薄児の問題につきまして秋山委員からお尋ねがあつたのでありますが、約九十九万近い精薄児のうち、大体九〇%は文部省のこれは学校教育で、乏しいながらも一応教育をやつておるようですが、これらはまあいわばモデル・ケースとしていることで、片岡委員は、今後これをモデル・ケースとして、皮切りとして、年次計画をもつて少くとも全国数カ所にわたってこういう施設を作っていくことになります。それで、この点を私もう少し突き詰めて御答弁を願いたいと思うのですが、その御答弁を願う前に、たとえば精薄児が全国で九十万近くのあります。この精薄児、特に痴愚あるいは自痴という程度の精薄児というものは、全国にどういう分布状態を示して

おるのか、これは府県によつたのでござります

が、御趣旨もごもつともござります

から、これはぜひそういうような方針

を打ち立てまして、逐次一つ今度でき

ます国立の施設をモデルにいたしまし

て完備して参りたい、そこで、それに

所、そういう所に漸次この国立の収容

施設というものを作つていかれるとい

う計画も、私また一つの方法じゃない

かというふうに考える、それらの点に

ついてお答えをいただきたい。

○國務大臣(神田博君) ただいま精薄児の問題につきまして秋山委員からお尋ねがあつたのでありますが、約九十九万近い精薄児のうち、大体九〇%は文部省のこれは学校教育で、乏しいながらも一応教育をやつておるようですが、これらはまあいわばモデル・ケースとしていることで、片岡委員は、今後これをモデル・ケースとして、皮切りとして、年次計画をもつて少くとも全国数カ所にわたってこういう施設を作っていくことになります。それで、この点を私もう少し突き詰めて御答弁を願いたいと思うのですが、その御答弁を願う前に、たとえば精薄児が全国で九十万近くのあります。この精薄児、特に痴愚あるいは自痴という程度の精薄児というものは、全国にどういう分布状態を示して

おるのか、これは府県によつたのでござります

が、御趣旨もごもつともござります

から、これはぜひそういうような方針

を打ち立てまして、逐次一つ今度でき

ます国立の施設をモデルにいたしまし

て完備して参りたい、そこで、それに

所、そういう所に漸次この国立の収容

施設というものを作つていかれるとい

う計画も、私また一つの方法じゃない

かというふうに考える、それらの点に

ついてお答えをいただきたい。

○國務大臣(神田博君) ただいま精薄児の問題につきまして秋山委員からお尋ねがあつたのでありますが、約九十九万近い精薄児のうち、大体九〇%は文部省のこれは学校教育で、乏しいながらも一応教育をやつておるようですが、これらはまあいわばモデル・ケースとしていることで、片岡委員は、今後これをモデル・ケースとして、皮切りとして、年次計画をもつて少くとも全国数カ所にわたってこういう施設を作っていくことになります。それで、この点を私もう少し突き詰めて御答弁を願いたいと思うのですが、その御答弁を願う前に、たとえば精薄児が全国で九十万近くのあります。この精薄児、特に痴愚あるいは自痴という程度の精薄児というものは、全国にどういう分布状態を示して

おるのか、これは府県によつたのでござります

が、御趣旨もごもつともござります

から、これはぜひそういうような方針

を打ち立てまして、逐次一つ今度でき

ます国立の施設をモデルにいたしまし

て完備して参りたい、そこで、それに

所、そういう所に漸次この国立の収容

施設というものを作つていかれるとい

う計画も、私また一つの方法じゃない

かというふうに考える、それらの点に

ついてお答えをいただきたい。

○國務大臣(神田博君) ただいま精薄児の問題につきまして秋山委員からお尋ねがあつたのでありますが、約九十九万近い精薄児のうち、大体九〇%は文部省のこれは学校教育で、乏しいながらも一応教育をやつておるようですが、これらはまあいわばモデル・ケースとしていることで、片岡委員は、今後これをモデル・ケースとして、皮切りとして、年次計画をもつて少くとも全国数カ所にわたってこういう施設を作っていくことになります。それで、この点を私もう少し突き詰めて御答弁を願いたいと思うのですが、その御答弁を願う前に、たとえば精薄児が全国で九十万近くのあります。この精薄児、特に痴愚あるいは自痴という程度の精薄児というものは、全国にどういう分布状態を示して

おるのか、これは府県によつたのでござります

が、御趣旨もごもつともござります

から、これはぜひそういうような方針

を打ち立てまして、逐次一つ今度でき

ます国立の施設をモデルにいたしまし

て完備して参りたい、そこで、それに

所、そういう所に漸次この国立の収容

施設というものを作つていかれるとい

う計画も、私また一つの方法じゃない

かというふうに考える、それらの点に

ついてお答えをいただきたい。

○國務大臣(神田博君) ただいま精薄児の問題につきまして秋山委員からお尋ねがあつたのでありますが、約九十九万近い精薄児のうち、大体九〇%は文部省のこれは学校教育で、乏しいながらも一応教育をやつておるようですが、これらはまあいわばモデル・ケースとしていることで、片岡委員は、今後これをモデル・ケースとして、皮切りとして、年次計画をもつて少くとも全国数カ所にわたってこういう施設を作っていくことになります。それで、この点を私もう少し突き詰めて御答弁を願いたいと思うのですが、その御答弁を願う前に、たとえば精薄児が全国で九十万近くのあります。この精薄児、特に痴愚あるいは自痴という程度の精薄児というものは、全国にどういう分布状態を示して

おるのか、これは府県によつたのでござります

が、御趣旨もごもつともござります

から、これはぜひそういうような方針

を打ち立てまして、逐次一つ今度でき

ます国立の施設をモデルにいたしまし

て完備して参りたい、そこで、それに

所、そういう所に漸次この国立の収容

施設というものを作つていかれるとい

う計画も、私また一つの方法じゃない

かというふうに考える、それらの点に

ついてお答えをいただきたい。

○國務大臣(神田博君) ただいま精薄児の問題につきまして秋山委員からお尋ねがあつたのでありますが、約九十九万近い精薄児のうち、大体九〇%は文部省のこれは学校教育で、乏しいながらも一応教育をやつておるようですが、これらはまあいわばモデル・ケースとしていることで、片岡委員は、今後これをモデル・ケースとして、皮切りとして、年次計画をもつて少くとも全国数カ所にわたってこういう施設を作っていくことになります。それで、この点を私もう少し突き詰めて御答弁を願いたいと思うのですが、その御答弁を願う前に、たとえば精薄児が全国で九十万近くのあります。この精薄児、特に痴愚あるいは自痴という程度の精薄児というものは、全国にどういう分布状態を示して

おるのか、これは府県によつたのでござります

が、御趣旨もごもつともござります

から、これはぜひそういうような方針

を打ち立てまして、逐次一つ今度でき

も、その教育の重要度ということからいえば、これはああいう少年院なんかへ入るような子供の更生指導教育といふようなことも重要ですが、しかしこういう生まれながらの精神薄弱児童といふような者に対する社会的な救済の緊急さ、重要さというものは、またこれは比較にならぬ大きな問題だと思う。そこで、やはり少くとも今後、まあ最近は五ヵ年計画というものがいろいろな面で行われておるので、厚生省ではおそらく大臣がこの福祉国家の建設とかあるいは社会保険制度の確立というようなスローガンを掲げておられる以上は、やはり今後五ヵ年計画なら五ヵ年計画で、何とかその足固めをするというような具体的なやはり腹づもり、計画というものが間りにならなければならぬと思う。その場合に、やはりこういう問題にしても、ただ今後計画的に進めていくように考えるという漠然としたことだけでは、どうもこ所作るとすれば、来年度は二ヵ所なら二ヵ所作る。さらにその次の年度には大体各地方ブロックに一ヵ所ずつぐら大体、ほぼひどい中の一番ひどいものだらいだと思う。

○国務大臣(神田博君) 今の秋山委員のお尋ねでございますが、これは私もごもともなお考え思いましたして、せつかく今検討させることにいたしておりますので、できるだけ一つ早くそ

ういうものが引き上るように相なりまういう生まれながらの精神薄弱児童といふような者に対する社会的な救済の緊急さ、重要さというものは、またこれは比較にならぬ大きな問題だと思う。そこで、やはり少くとも今後、まあ最近は五ヵ年計画というものがいろいろな面で行われておるので、厚生省でもおそらく大臣がこの福祉国家の建設とかあるいは社会保険制度の確立と

割合かというお尋ねでございましたが、少年院に収容されております精神薄弱児の割合は、大体二五%といわれております。まあそれから考え方としても、やはりこの精神薄弱児の施設がいかに重要なかということがうかがわれるわけになります。まあそれから考え方としても、やはりこの精神薄弱児の施設がいかに重要なかということがうかがわれるわ

けでございまして、急いで一つ資料等もそろえまして、予算化するような年度計画を一つ打ち立てたいと考えておりますので、御了承願いたいと思います。

○秋山長造君 まあその点は一つ神田大臣の大きなお仕事として、ぜひ早く急に具体的なやはり年次計画をお立て願つて、われわれに示していただきたいと、こう思うのです。

それからその次にお尋ねしたいことは、水道の問題ですが、水道は從来大へんいろいろ所管が分れておって、込み入っていたのを、今度やや簡単にさすから、府県知事がやっておりましたので、今年モデル・ケースとして一ヵ所作るとすれば、来年度は二ヵ所なら二ヵ所作る。さらにその次の年度には三ヵ所作る。そして五ヵ年間のうちに大体各地方ブロックに一ヵ所ずつぐら大体、ほぼひどい中の一番ひどいものだらいだと思う。

○國務大臣(神田博君) 上水道と下水道は厚生、建設の共管でござりますが、工業用水は通産と建設の共管でございまして、厚生省は関係いたしておりません。

○秋山長造君 今度の法律によりますと、まあ上水道は厚生省の専管、下水道は終末処理を除いて建設省の専管と

用水道は多くの場合上水道あたりと

同じ水源だと思います。まあそ

こでこの上水道と工業用水道と、両者

の間にしばしば水源の分配問題をめぐ

て争いが起きますね。そういう場

に、一体これを通産省だけの専

門にまかしておいていいものかど

うかと

つのですがね。大臣はこの点はいかがお考えになりますよ。

○國務大臣(神田博君) これはいずれも今度専管にいたしまして、事務能率、また工事の促進ということをおも

ばかってやつたわけございますが、いわゆる行政の簡素化ということなんですが、今の上水道と工業用水の問題は、お説のように水源地が共通の場

合がござります。そこで、水源地の管

理につきましては、御承知のように大

河川管理は府県知事がやっておりま

すから、府県知事をまず第一線監督の機関としまして、そうしてそれぞれ厚生省、また通産省という方に協議をいたしておりますので、その点はそれは

ど御心配な問題はながろうかと……

今まであまりなかつたようござい

ます。ことにまあ工業用水と申しまし

ても、工業用水を取る際に同時に途中で上水道を利用しよう、こういうよう

な計画が相当あるわけでございまし

て、これらも今までのいきさつから申

しましても割合によく協調がとれてお

るようございます。上水道の水源地

と工業用水が一本の場合、あるいは一

本でなくとも工業用水自体が、途中に

よく上水道の役割をする場合が多いよ

うでござります。これは県側の住民か

らの要望によりまして、そういうま

たがいう意見も相当聞くのですが、こ

の点はどうお考えになりますか。なるほど終末処理場だけは、特に厚生省の所管に残すということですけれども、

非常に御要望がございまして、公衆

衛生全般から考えますと、一貫しない

が、割合に連絡がとれております

所といふものについては、終末処理場

というものを通じて間接にやはりそ

市の下水道というものについても、

公衆衛生の見地からいろいろ関心を

払われるでしようけれども、終末処

理場を持たないあと百三十幾つの市

の下水道については、これは、全然

夏期における伝染病の予防だとかある

いは較やハエの予防だとか、あるいは

その他糞尿処理あるいは污水の処理、

夏期における伝染病の予防だとかある

いは蚊やハエの予防だとか、あるいは

管しておったのだと思うが、特にこの

お考えになりますよ。

○秋山長造君 それから下水道の点で

で、今後もその点はよく連絡がとれる

所といふものについても、終末処理場

という見通しでござります。

おっしゃる通りでございますが、どうしても、何といいますか、今のお管による事務能率の没落と、それからまたそうした行政機構をめぐらまして、工事の促進上、手抜かりになつたりむだが出るというようなことで、一応終末処理だけを厚生省が担当しようという公衆衛生の立場から、共管ではないが、厚生省として十分建設省に協力する、お互いに協議をするという、法文ではございませんが、申し合せになつておりますし、専管にしたことによつて、今お尋ねのございましたような非常に心配するような事態にはならぬい。こういうことが納得できまして、それぞれお管の姿になつた、こういうことでござります。

運用によって「一つそういうふう」とのない  
ようにならしていただきたいと、こういう  
両省の打ち合せでございますので、御了承願  
いたいと思います。

討しておるというような段階でござりますので、御心配のありましたことはまことにその通りでございまして、今後急いで終末処理の裝置をさせるよ

の都市もこの処理に困つておるような現状でございます。御指摘の通りござります。そこで厚生省といたしましては、東京湾、大反湾を中心として

問題を皮切りにして、今後漸次どうう点の簡素化、明確化をやってお行なうつもりなんですか。

v

○秋山農造君 今後都會生活が發展していくに従つて、下水道の水というのでは、ますますこれはきたなくなるだろうと思うのですね。だから雨水の方があが、量からいえば圧倒的に多いとおしゃつたけれども、これはさうと考えにしても、雨水は雨があつた時だけで、大体は汚物、汚水の通路になつてしまつたので、ただ流しち放しにしておくとなる。従つてまた毒物なんかもすくぶんふえてくると思うのですね。こういうものを今まで通り終末処理場を持たないで、ただ流しち放しにしておくということは、ただ公衆衛生ということがだけでなしに、沿岸漁業の保護とか、いろいろな面から考えて、非常に大きな問題だらうと思うのです。にもかかわらず、百三十市も下水道を持つた市がありながら、終末処理場を持つてているのは、わずかに七市しかないという話なんですがね。これは厚生省としてどうお考えになつてゐるんですか。今後何か終末処理場をもつと整備していくという計画を持っておられるのですか。

討しておるというような段階でござりますので、御心配のありましたことはまことにその通りでございまして、今後急いで終末処理の裝置をさせるよ

の都市もこの処理に困つておるような現状でございます。御指摘の通りござります。そこで厚生省といたしましては、東京湾、大反湾を中心として

問題を皮切りにして、今後漸次どうう点の簡素化、明確化をやってお行なうつもりなんですか。

な指導あるいは援助をしていくこと、こういう方針でござります。  
○秋山長造君 下水道の終末処理場といふのは、やはり屎尿処理は、これはおっしゃる通り大へんな問題なんですね。それで屎尿処理場というものをあちこちで作つてほしいという声は、これはもう一般民衆の間には非常に強いわけなんです。ところがなかなかこれが今の地方財政の現状ではやれない。そこで仕方がないからやはり夜陰にまぎれて、下水道あたりへ糞尿を流したり、あるいは用排水路等にこの糞尿を流したり、あるいはそこ辺のたんぱく押しつぶして、そのために夏の伝染病等の発生というようなことにもなつて、いる地域が、全国的にはずいぶん多いと思うのです。これはどうですか。国の方で終末処理場あるいは屎尿処理場を奨励する意味で、何割の補助金を出しておられるのか。あるいはまた起債等を政府において認めておられるのかどうか、ちょっと事務的なことになりますけれども、参考まで聞いておきたい。

の都市もこの処理に困つておるような  
現状でござります。御指摘の通りでござ  
ります。そこで厚生省といたしまし  
ては、東京湾、大阪湾を中心といたし

問題を皮切りにして、今後漸次こうう点の簡素化、明確化をやってお行になるつもりなんですか。

まして、ここ三年間で一つ浄化槽の準備をさせまして、海上投棄というよなことを一つやめる施設をしよう、相当、三億でしたか、助成金を今年度計上いたしたのでござります。それからさらに、一般に清掃施設といたしまして、助成金を前年度は五千万円であつたのでございますが、ことしは一億五千万ふやしまして、二億円という予算にいたしまして四分の一補助というふうにいたしました。今までほんとうにささやかなものでございましたが、ことしはとにかく二億という頭を出しまして、これから一つ市の方も、そういう設計等も一つ十份に見合いまして、三十三年度以降は一つ年次計画を定めまして、今お述べになりましたよな都市を先順位にしまして、早くそなへした終末処理場の完成をばかりたい。そして伝染病の予防初め公衆衛生の保持というものを、思い切った程度まで引き上げて参りたいという考え方でございます。

問題を皮切りにして、今後漸次どうう点の簡素化、明確化をやってお行なうつもりなんですか。

いましようか、いろいろ各省にまたたる関係の問題はあるのでございまして、が、実際上の大きな仕事として関係あつたことは、今問題になりました道、下水道は、これは最たるものでありますから考えております。あとこのの、今お述べになりました国立公園の問題になりますと、これはいろいろな工場を作つては困るとかあるいは何か自作公園としての風致をいためるといううな施設、工作物等をする場合においては、「一つ許可を取るよう」ということございまして、いわば受身のよくな格好でございまして、そここれはよとめるというわけには参らないのじまないかと思うのですがね、何を作れるか、いろいろのそうした個々のケース、ケースによつて、これは相手方だ域で地下資源を掘つたらどうなるか、あるいは送電線を引っ張つたらどうなるか、いろいろな例等にもなりますので、なかなかむずかしい問題じやなかろうかと思つております。しかし、厚生省とい



どういう経路を経たか、つまびらかにいたしております。そこで問題は、それならば政府が閣議で何か一つきめたのかというようなことでございます。ところで、そういうようなことをまだ閣議ではつきりした打ち合せをしたようなこともないようでございます。いろいろこの問題につきましては話は出ますが、財政上非常に問題のあることは、御承知の通りでございます。それからまた、何といいましょうか、戦争が終つて大分たつておるんだから、もちろん、この非常な不均衡の是正については、これはまあ当然でございましょうが、大体経済情勢の変転によるものが多いのだから、社会保障制度の拡充強化によって、そうして福祉国家の建設を急いだ方がいいのじゃないかといふような議論も強く出ております。また、この軍人恩給等の復活のいきさつにおきましては、いろいろその当時関係された方々からの話によりますと、もうこれで最終の結果であるといふような申し合せといいましょうか、何か申しあげておられます。閣議におきましては、そういうような経路等も話が出来まして、最終決定と申しましようか、そういうことはまだ議題に、正式に結末をつけたことはまだないと、こういうふうな私状態だと考えております。

うかと、こう考えますが、その見通しが近くあるのかどうか。これは恩給問題でありますので、あるいは厚生大臣が近いかもしませんが、遺族扶助法等の関係等も関連いたしましようし、そういうふうな見通しを立てておられるのか、承わっておきたいと思うのです。

は、前年度に比較して九十一億をえておる。約八%前後につきないわけです。そういう点をお受けいたしまして、たところ、社会保障費の充実というものは、看板ほどでないということを私たちは見るわけですが、とにかく今後、旧軍人恩給等が増額して参りますと、当然その他の社会保険費、社会障費というものは制約を受ける結果にならうと思います。こちらを弄やせば、どうしてもこちらを減らさくちゃならない、こういうことになつていてこうと思うのです。そういう、現内閣の社会保障制度を強化する、充実するという建前から見ました場合に、この軍人恩給の増額等について相当関連が出てくると思いますが、この点に関しても、大臣としてはどういうお考えでおられるか、また、どういう御方針で今後閣内において、閣議の中等で、社会保障の充実強化発展について所信を貢かれる御方針であるのか、承わりたいと思います。

まあ何といいましょうか、私といたしましては、社会保険費の充実に努力いたして参つておると、石橋内閣以来岸内閣におきましても、社会保険費の充実をして、そして福祉国家を作らうといた、こういうふうに私考えておりまます。福祉国家建設のための社会保険費の充実は、岸内閣に課せられた重大使命だ、そこで、それをやりながら命だ、いくと、こういうことになるのじやないか。軍人恩給の増額をきめておいて、余った金で社会保障をやるのだといようなことは、本末転倒じゃなかろうかと私思つております。

す。そこでその節どれに重点をおいて特に所管大臣としてはやつていかれるようとする御方針でありますか、そこを私は承わつておるわけであります。

○國務大臣(神田博君) 軍人恩給の増額を主として考えるか、社会保障の充実を主にして考えるか、お尋ねでございまして、これは何といいましょうか、単純にそうすぐ比較するという

ことは、私は、どういうことになるか、ということは別問題といたしまして、石橋内閣以来岸内閣の基本的な政策というものは、社会保障を一つ充実しよう、そして福祉国家に進むということ

とを十大政綱の一つに掲げておるのでございまして、政策的にいえばこれは三つの中の一つということにならうかと思います。その意味からいたしましても当然に社会保障が優先していく。そうしている間の施設が

それを補足していくことになります  
うかと思つておりますが、これは主管大臣の私といつしましても、特に社会保障をまず第一に取り上げて、その補保  
いといましょかいろいろケース・

○田畠金光君 それでは、大へんお忙しいようですが、まことに残念です  
が、相当質問はありますけれども。  
それに関連して、今特に政府が重点ことにならうかと思います。

について、本年度から四ヵ年計画で約三十万人に近い未加入者について皆保険制度を適用せしめる努力を払っておられるわけですが、ところが今年度の予算措置を見ましても、普及促進費補助等がわずかに計上されておるにすぎない、準備的な経費があげられておるにすぎ

規加入するであろうということでお金を支給する。第一年度としては五百萬が引き上げられた。こういうわけで、しかし残されておる未加入者の市町村といふものはほとんど貧弱な財政の町村である。こういうことを考えたとき、今後はこの面に対する思い切った措置がどうなるだろうかといふことだが、実際実行できるか、いかかといふ問題にかかるつていると思うのです。昨年暮に、總理の諮詢機関である社会保障制度審議会あるいは医療協議会等から答申がなされた。それは国民健康保険をすみやかに実施すること、これまで厚生省といたしましても、これに応じてできればこの国会に新しい国民健康保険法を提案して、そうしてこれは市町村の義務として、強制加入として皆保険の推進をはかる。こういう論議が経過としてあつたようあります。しかしそういうことは取りやめになつて、一応行政指導で四年後に皆保険をやつしていくんだ。こういう考え方方に戻されたわけです。まあある意味では、昭和三十三年度あたりからは、第二年度になりますが、強制加入というような強い法的な規制の裏づけを持つた皆保険等を推進させる腹なのかな?どうか、この点を承わっておきたいと思います。

会の答申の通り、私は国民の一般の声だと考えております。九千万のうち約三千万近く三分の一の方々が医療保障を全然受けでおらない。そういう不公平を是正して、医療保障を一つ国民に均等しよう、またさせたいということは、もう政府においても国民においても、私は一致した意見だと思う。そこで政府は、組閣後間もなかったのでござりますが、国民皆保険を一つ踏み切らうと、そこで大前提として四年間でやると、しかばこれをやるに付まして、しかばこれをやるについて、三十二年度にいろいろと助成とか方に針として打ち立てたわけでございまして、三十二年度にいろいろと積極的に方針として打ち立てたわけございまして、三十二年度にいろいろと助成とかあるいは事務費の単価引き上げ等のことを実現したが、それだけのことによつて初年度の五百万人を入れ得るかどうかという御心配については、私は各方面からそういう声を聞いておりまます。私自身としたしましても、これはなかなか容易じやないということを十分承知いたしております。しかしとにかく機が熟して参つておりますから、万全の策を立てて万難を排して一つ成果をあげて参りたいと、こういうことを三十二年度に私どもやろうとする考え方でございまして、しかば三十三年度からそれを実現をはかるために国民健康保険法を改正して強制加入まで持つていて脚行するかというお尋ねでございましたが、これは私はその考え方を持っております。ただしかし、相手が市町村でございますから、てきけるのではないか。二年目からはそういう無理をして強制命令を出すようなことをしなくとも、政府の施設を乗るようなふうの仕組にすれば、乗っていていいのではないか。二年目からは

一つ、法律で強制するというようななことを立てるよりも、たとえば五人未満の零細企業を、国民健康保険でいくつかあるは第二種健康保険でいくつか。今までの健康保険に吸収するといふようなことは、相当金のかかる問題であります。それから国民皆保険を進めて参るにも金のかかる問題でござりますので、問題は政府が財政措置のつけをどうするかということ私は四連して参ると思うのでござります。今年度は組閣早々でございまして、十数ヵ月もございませんが、四年間でやるといつてはつきり線を引いたわけですが、三年になりますから、その三年間にどうしたらやれるかということを、今年の少くとも秋までには私は検討して、そうしてしかるべき成案を立てまして、これはやはり強制するよりは方途をとらなければ国民皆保険はできないのだということありますれば、これはそういう立法措置も考えなければなりません。今の段階では、できるだけそういう命令措置でなしに、市町村がやりたいという自発的な要望が伸びし、それからまた国民にその声があるのろしのように上っているのでござりますから、やれるような措置を予算的にもまたいろいろ法律的にもやって参りますれば、スムースに行われるのではないかと、一応こういう考え方で、十分な資料を集めまして、三十三年度以降の年度割をきめよう、予算化も一つめどをつけよう、同時にまた健康保険法の改正のことも考えておきます。

伺つておきますが、これはちょっとと問題が違いますけれども、先ほど來の質問の中にはありましたように、水道行政は本年の一月十八日の閣議決定で、上水道に関する行政は厚生省の所管、下水道に関する行政は建設省の所管とし、ただし終末処理については厚生省の所管、工業用水の処理については通産省の所管と、実にうまく分けられておるわけです。長い間の上水道、下水道の権限争いがここにまでたく終止符を打たれたわけですけれども、これは仲よく三つの省に三つの仕事を分けやつたと、これでお互いの繩張りはここではつきりしたのだぞと、そこでめでたくチヨンとなったわけですが、これ自体について実は質問があるのです。しかしどうも、先ほど来早くやれ早くやれと言われるので、質問等を継続で建設省にお尋ねいたしましたが、もう一つ、これは厚生省の所管を建設省の所管で、住宅問題についてはほとんど建設省の所管でありますようけれども、産業労務者住宅等々については厚生省が所管されておるのだと思うのですが、さらにもいろいろ援助法に基く住宅扶助等の問題もあるわけで、この内行政につきまして、特にまたこの住宅五年計画とかいうようなことはこの内閣の大きな方針なんです。二百四十万戸現在住宅が不足しておると、これを何年かの後には全部解消するんだというわけで、ことしの予算を見ましても住宅予算というものが二百億以上ふえているわけですね。同時に出てくるのは所管行政の問題になつてくるかと思うのですが、この点について、閣議等でこの住宅行政の所管について御検討

いはまたさらに厚生大臣といたしましては、この住宅行政の現在のあり方にについていかようなお考えを持っておられるか。どういうようなところに矛盾があり、どうすれば適切な処理方法があるか。この点について承わっておきたいと思います。

○國務大臣(神田博君) 住宅政策は歴代内閣の非常な基本的な政策の一つでございまして、岸内閣におきましても、さきの石橋内閣におきましても重要な案件として閣議におきましては慎重に検討を加えて、そうして決定を見たわけでございまして、厚生大臣の主管いたしましては、いわゆる低額所得層以下の入ります住宅が私たちの主導管、いわゆる第二種住宅と言つておりますが、これの建設については厚生省の要求というものを建設省が十分聞き入れましたので、そうして諸般の計画を立ててできた住宅については、厚生省の要望に沿うてこちらの方の家賃等の制限も受ける、こういうような申し合せになつております。まあ住宅問題につきましては、いろいろ私も閣外、閣内等におきまして申し上げて、今後一つ最善を期したいという考え方を持つておりますが、本日は非常にいろいろ委員会もかち会つておりますので十分述べ得ないことをまことに残念に思います。が、ただいまの田畠委員のお考え方はうんとやれという御趣旨と思っておりますから、全く同感でございまして、低額所得者や要保護者の住宅問題について、これは喫緊のこととござりますから十分決意いたしまして、なお本年度予算是もうあの通りになつておりますが、来年度以降には十分一つ配慮して

をなされたことがあるかどうか。あるいはまたさらに厚生大臣といたしましては、この住宅行政の現在のあり方に對していかようなお考えを持っておられるか。どういうよくなとこころに矛盾があり、どうすれば適切な処理方法があるか。この点について承わっておきたいと思います。

○竹下豊次君 私の質問に対する御答弁の半ばでお譲りしまして、田畠委員にやつていただいたわけであります。で、この委員会といたしましてはこのあとに建設省設置法の一部改正法案を、なるべくならば午前中にやりたいというくらいの意気込みで勉強しておることでありますので、私の質問をことの際詳しくお答え願つております。時間がありません。そこでこの席でお話を下さらないでも、私はがまんしないで

私などの頭にはすぐ浮ぶのであります。それに大酒飲みの関係なども、この問題を並んで解決されないと、ただできた子供の世話をすると、いうことは、年々ふえていく一方でなかなか容易なことではない。この点はどういう御計画になつておりますか。

一つおまとめ下さいまして、嚮面にして至急に届けていただきたいと思います。それじゃお願いしておきます。

○八木幸吉君 私は官房長の設置に反対、もうあら更生施設並びに開立精神病院の内容、実態等について伺いたいのですけれども、きょう

○政府委員(安田巖君) じやあとか  
ら……。  
○委員長(龜田得治君) 他に御発言が  
なければ質疑は尽きたものと認め  
ます。  
○竹下豊次君 私は本案に賛成するも  
のであります。  
本案の内容は、官房長を置くとい  
うことがわかるので、どこに何があ  
るということでなしに、金は幾らある  
が将来何をしようというのか伺いたい  
ので、今わからなかつたらあとでいい  
です。

かおまかこの詰当院草ががよしに多いことにつきましては、それぞれのそな原因がなくちやならない。その父兄、親たち、その他社会的情事とかいろいろな関係が相當に込み入った事情があるだらうと思つております。この根本問題を解決しませんと、ただそういう種類の子供に対する手当のみを考えておつてはますそれはふえていく一方ではないかと思う次第でありますので、根本的の対策を十分にこれと並行して施設もされ、研究もされますように希望を申し添えまして本案に賛成の意を表したいのであります。

Digitized by srujanika@gmail.com

第一部分 内閣委員会會議録第十三号

昭和三十一年三月二十八日

と思うのでありますけれども、当委員会において述べられました今までの質疑を通しての厚生大臣並びに関係当局者の御答弁については、相当誠意と真しょうな態度が見られるのでありますけれども、具体的にはこの児童養護の精神にのつとて適切な諸施策を樹立推進し、かつ国民の理解と協力のもとに福祉を積極的に保障せよ、というこの基本対策についてははとんど見るべき施設はございません。のみならず三十二年度予算に計上せられました施設は、国立としては重精薄児つまり精薄もしくはろう精薄であって、知能係数二五前後ないしそれ以下という子供たちだけを対象としておるのであります。が、しかもこの施設も収容を可能とする人員は百人であり、その敷地はわざかに七百十坪、これではせっかくお建てになつても、将来拡張しようとする場合にはすぐに行き詰ることは必至です。七百十坪の敷地では百人の子供たちを収容して十分な運動場すら私は与えることが困難ではないかと思う。で、これをもつてモル・ケースとしてお考えになられ、さらにこの程度のもので考えておられるとするならば、私はこの際根本から一つ考え方を改めていただきて、少くともこの収容される子供たちの性格が性格でありますから、四百人、五百人という多数を一個所に収容することが困難であるとするならば、この百人ないし二百人程度の収容所をさらに急速に数多く作つていただくよう、一つ大臣の格段の御努力をお願いを申し上げます。当委員会における当局の御答弁では、施設に収容を要する者が四万数千、とにかく五万近く児童があるにもかかわらず、

現在収容されておる者は、公立、私立含めて四千数百、まさに一割前後です。しかもこれで一年百人程度のものを作つていつたのでは、まさに焼石に水の程度ではなかろうか。とうてい不運な子供たち並びにそれにつながる保護者の要望を満たすわけには参りません。特にこれらの子供たちが大きくなつて、不幸にして反社会性を強めるような事態にでもなりますれば、社会として受けける影響もきわめて憂慮すべき事態にならないとも限りません。従つてすでに御要望申し上げておる通りに、すみやかにこの際年次計画を樹立しまして、早急に収容所の新設をしていただきたい。そしてこの収容所の新設に当りましては、申し上げるまでもありませんが、これに勤務される職員についてその待遇を十分に一つ御考慮をいただきたいのです。御案内の通りにこの施設に収容されておる子供たちはきわめて温良といいますか、温順で、右向と言えば右、左向と言えば左向いたままになるような子供が多くありますけれども、その反面また喧嘩にわたりあるいは乱暴をし、反社会性の強い子供も多いのです。りますから、普通の幼稚園あるいは保育所等の子供たちと同じような割合で、この収容児に対する職員の数を考えられたのでは、とうてい円満な運営はやつていけないと考えられますから、特にここに勤務される職員についても、きわめて資質の優秀な人々でなければなりません。忍耐と愛情とのきめでこまやかな者でなければなりませんから、そういう人格的にもまた専門知識においてもすぐれ、かつ忍耐強い人たちを多数選ぶということは、相

○委員長(龜田得治君) 他に御意見が  
本案に賛成いたします。  
それからこの新しい施設に対しても、  
官僚的な監督でなしに、本人の幸福中  
心でやつていただきたいということを  
あわせて希望申し上げておさまして、  
○八木幸吉君 私は官房長を置くこと  
には反対ですけれども、もうあ者更生  
指導所、さらに国立精神薄弱児施設を  
設置することには賛成であります。た  
だ付属機関の内容については幾多改善  
を要する点があると思いますので、十  
分御検討を希望いたしておきます。

なければ、討論は終局したものと認められます。厚生省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(鬼田得治君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本院規則第百四条により本会議における委員長報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他の自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鬼田得治君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付すことになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多數意見者署名

井村 徳二	手島 栄
片岡 文重	田畑 金光
伊藤 順道	松村 秀造
大谷 順之助	上原 正吉
竹下 豊次	八木 幸吉
秋山 長造	

○秋山長造君 私建設大臣にお尋ねしたいのですが、この前の委員会で建設大臣が建設行政をやられるについての抱負をお述べになつた中に、最大重点政策の一つとして住宅建設ということがあります。そこで端的にお尋ねしますが、聞いた内容は大阪府の堺市の金剛寺という住宅公園の団地なんですね。ここに四階乃至五階の日本住宅公園の建物が二十二棟、三十年末から三十一年の五月にわたつて竣工工事ででき上つたんですけど、これが実際にでたらめた建物なんですね。現在六百七十五世帯この二十二棟の中に入つておるそうです。それらのはとんどすべての入居者からぞれぞれの部屋についての不平、不満と申します。現在六百七十五世帯この二十二棟の中に入つておるそうです。その方に急に必要があるということですね。あるいは写真もたくさんとつたものがあると思うのです。実は私今手と持つていたんですが、ちょっとよそに渡したんですけど、その前に建設大臣にはちょっとお目にかけたんです。たとえば鉄筋の建物でありながらコンクリートがちつとも固まつていない。雨に風にさらされると腐食してぼろぼろくずれてしまう。中をのぞいて見ると鉄筋の壁ではなくて空洞なんです。空洞でその中にはおがくすあるいはかんなくするいは木くず、こいうものが投げ込んである。それからまたベランダの雨漏りというものが実際にひどい。ほとんど上側ちょっとセメントで格好だけつけてるので、雨



うにあるのです。そうして押し入れから天井からみな青カビがはえてしまつて雨がしみ込んで来るので、かもいと柱がくつついでいるのでしょつちゅう金づちをもつて柱の動くのを直さなければならぬ。ドアが閉らぬ。まだ竣工して一年にもならぬのですよ。そんなばかな、コンクリートのしかも日本住宅公団のモデル住宅という銘を打つて、そんなものを設計通りではあるけれども工事に若干ますい点があつたといふのですが、そんなのんきな答弁をしておつてはいけませんよ。しかもこれはもう大分前からのことですねんす。大阪の朝日、毎日、読売なんかで騒ぎ出してからもうすでに二ヵ月ぐらいたつてはいる。まだ現に今でも地元の方でしょつちゅう新聞記事が出ておるようですが、私はもう少しやはり監督官庁として、そういう話を伺つたら目下調査中というようなことをいまでも言っておらずに、すぐ行つて徹底的に調査してそしして真相を究明して下さい。そうしなければわれわれ幾ら住宅を何十万戸建てると言われたところで信用できぬ。そんな鉄筋コンクリートの建物がじきに壁が落ちたり、壁の落ちたあとを見たら中がほら穴になつておつて、その中におがくすが放り込んであつたりしたのでは、そんな建物は幾ら建ててもらつてもちつともありがたくない。住宅行政は何をしているのかということになるのです。いかですか。もつとすつきりしたことをやつてもらわなければ困る。

○秋山長造君 局長、あまり具体的なことをお知りにならぬのでしたらあとで写真その他資料をお見せしてもいいです。とにかくいずれにしてもこれは聞けば聞くほどまことに色々怪々たる問題です。だからこれは先ほど建設大臣のおおしゃったように至急に徹底的に一つ究明をされ、そうしてそれに対する建設大臣、建設当局としての対処すべき態度をはつきりきめていただきたい。これは重ねてお願ひしておきます。それからさらにその建設当局での調査なりあるいは対策なりをお聞かせ願つた上で、この問題はあらためて究明したいと思います。

それからさらにこれに関連してもう一つお尋ねしたいのは、住宅公団のこの住宅に入っておる人たちに、固定資産税あるいは都市計画税のようなものを持たせざせるということと、非常に入居者と公団との間で争いになつてゐるのですね。この問題について大臣はどういう方針を持っておられるのかお伺いしたい。

○国務大臣(南條徳男君) この問題はまた別な機会にいろいろ詳細に御説明申し上げる時期があると思いますが、実は公営住宅については公租公課がかからぬよう自冶庁とも話しまして、特別措置を昨年並みにとるようにしておるわけであります。つまり免稅の措置がとられておるのであります。ところがこの公団住宅につきましては、地方自治体の財源の関係からいたしまして、公租公課が納まることであります。が、当時入居者との間に公団は契約を結びまして、その契約には公租公課が

はつきりしなかつたものでありますから、それは将来それが発生したときに別にこれを入居者が支払うのだという契約になつておつたそうであります。そこで今度この固定資産税がきまりました。入居者にこの固定資産税がかかることになつたが、これが想像よりも案外高かつたというようなことから各地にいろいろな問題が起りました。私どもの方にもその代表者の陳情がありました。しかしこれにつきましては普通の固定資産税を課せられますことは、非常に公團の性質からいっても本意ではありません。ましても住宅からいっても不本意でありますので、自治庁とも折衝いたしまして大体百分の十四、一・四ぐらいのものでありますのを半分の〇・七に減税してもらいまして、そしてこの措置をとつておるのであります。しかしながら入居の方からいえば公営住宅のように全然免稅をしてもらえぬか、あるいはもつともと安くしてもらえぬかといふようなことで不平があるような陳情でござりますけれども、この点についても十分先般も公團の副総裁に話しまして入居者との間に十分に円満に解決するように指示してあるわけであります。

住宅に入っている人も別に変りはないんじゃないでしょうか。収入その他について。  
○政府委員(鬼丸勝之君) 公営住宅なり公団住宅の入居者の収入基準でござりますが、この点は公営住宅は一種と二種と二通りございまして、二種というものは月一万六千円以下、一種の方が一万六千円から三万二千円までの収入ということに基準をきめておるのでございます。公団住宅につきましては、やはり家賃負担能力を考えまして、現在は月取二万五千円以上というふうに基準をきめておる次第でござります。

○秋山長造君 そういたしますと、この入居者の収入ということだけから考えれば、結局公営住宅の一種と公団住宅とは同じことですね、大体条件は、だから公団住宅に入っている人が二万五千円以上とはいしましても、大体二万五千円ぐらい、あるいはそれよりちょっとと高いくらいの収入で、しかも四人、五人という家族をかかえておるクラスといったら、これはやはり勤労階級だと思うんですがね。そういう人たちに対して固定資産税、都市計画税今までかけているということは、私はちょっとと政府の住宅政策ということとは抵触していくんじゃないかというように考えるんです。大体税金といふものは、家主が負担すべきもので、たな子が税金を直接負担するということはあまり聞かぬことなんですが、特に住宅政策という国家的な一つの政策遂行の手段として、住宅公団というものが作られて、そういうことから考えて、これはどうも固定資産税あるいは他の税金を直接入居者にかけてゆ

くというやり方は、根本的に考え方直しから離れてはならないかと私は思ふ。それからいわんや住宅難で非常に困っている、もうわらをもつかみたての人は、どうも氣持で血眼になつて住宅を探しておる人たちの弱身につけ込んで、とにかく入るときにもちゃんと今後公租公課がかかったときには直接負担するんだぞという一札を入れさせて、そうして入居させるというやり方私はどうかと思うのですがね、今までしなければならぬ理由がどうもよくわからぬ。しかも一方ではさつきの話ではなにかけれども、まあ公團の連中と業者とがおそらく結託してやつたんじゃないかと思うんですがね。金圓の問題などというのは相当やはり悪いことをしていますよ。徹底的に調べてもらえばなにかと思うんですけど、金圓の問題などといいますよ。徹底的に調べてもうかぶせてゆくということは、私ははじめてくる。そういうことでいいかげんなことをやつて、そうしてちょっと税金がかかるといえば、すぐ直接に入居者にかかるべきじゃない。それから現に去る三月五日の衆議院の地方行政委員会で、社会黨の大矢代議士が田中自治庁長官にこの問題について質問した。ところが自治庁としてもこの値上げは好ましくない、従つてやりたくない、こういう何か答弁があつたと聞いているんですがね。で建設省は、この点についてもつと御配慮願えませんか。

うものを家賃構成の要素といたしてお定めされております。しかも、以上の家賃構成の要素は、いずれもぎりぎりの、いわば最低の必要額だけを計算する格好になつております。したがつて、一般的家の借家の場合は、いわゆる利潤というものはみておらぬことになります。従いまして、公団の場合には、関係上、税金分を入居者にもつておらぬことになります。そこで、公団におきましては、公団におきまして、その率なり、あるいは課税標準といいますか、評価額等を相当考えていただく余地があります。ただ、税金の額につきましては、入居者の便宜もできるだけ考えるという意味合いにおきまして、公団体が課税する場合に、その率なり、もとの評価額ができるだけ考えてもらいうふ、そういう意味におきまして、大幅な減税を一つ計らつていただきたいとしておるような次第でございます。先ほど大臣が申し上げましたような、大体半額、ところによりましては、なおさらにはそれ以上にできるようになりますが、そういう実情に相なつておる次第でございます。

者の間で、何とか話し合いで、しかるべき線を出してもらいたい気持だと、こうおっしゃつておるのですが、大体あなたの方もそうなんですね。そうすると、今、自治庁の方と公式に折衝なさつておるのか。固定資産税一般の賦課率百分の十四というのを、公団の場合は百分の七というように、半分にしでもらつて、まあその程度で何とか地方政府公共団体の方で折り合つてもらいたい。こういうことなんです。そういうと、一般的の入居者と公団の方とで折衝をし、そして話し合いをやる限度ということになるわけですね。そういうことになるでしよう。

な話なんですがね。そうすると、収入をかりに二万五千円あると、部屋代と税金、固定資産税以外都市計画税なんかあると、結局六千円で、収入の大体四分の一というものは、この部屋代と税金で取られてしまうことになる。これは、公営住宅あたりと均衡を失するのではないか。あるいはまた、中小所得階層に対しても、少し負担をかけ過ぎるのじやないかという気がするのですが、やはり住宅公団にしろ、この住宅は一つの社会政策的な意味もあるのですから、大体は、これはできるだけ安いということが、これはもう、その建前からいって、当然のことじやないかと思うのですが、これは、いさか商売的になり過ぎておるのじやないか。しかも、住宅公団の何か管理費とかいうようなことも言われておりますけれども、管理なんかに少しむだがあり過ぎるというような点があるのではないか。住宅公団は金使いが荒過ぎるのじやないか。住宅公団は金使いが荒過ぎるのじやないかといふことも聞くんですね。人の面あるいはいろいろな費用の面で、少しむだがあり過ぎるのではないか。住宅公団は金使いが荒過ぎるのじやないか。住宅公団は金使いが荒過ぎるのじやないかといふことも聞くんですね。そういう点を、どの程度まであなたの方で監督をなさつておるのですか。

いう、だいぶ前年度に比べまして戸数が増加しますが、実は現場監督要員あるいは設計監督の要員につきましては、なお充実する必要があります。若干まあ増員をしたいという考え方であります。あとはまあ修繕費、これも一応所要の経費を計上しておるものと考えております。従いまして、税金、固定資産税の課税額を公団自身が持つておるということになりますすると、ほかの要素において、それを割って負担するというようなことになりますが、たまたまのこと、非常に困難だと思ひます。なお、お話をうちに、家賃が相当高くなる、収入から見て二割五分程度の負担になるというお話でござります。ながく、同地の場所によりまして、実際の家賃額は違いますけれども、昭和三十一年度の賃借アパートの家賃は、平均いたしまして四千五百五十円、固定賃産税がまるまるかかるといったしますると、お話をのように、都市計画税も含めまして、約円程度に相なります。半分でございますと、大体四百円ちょっととぐらいでおざまる見込みでございます。その点は、一つそのように御了承いただきたいと思います。

なお、家賃の構成要素につきましては、今までの実績等も十分勘案いたしまして、将来におきましては、なお細目の点を十分検討いたしたいというふうに考えております。

○竹下豊次君 わよつと関連でお尋ねしたいのですが、固定資産税を課す対象というのは、まあ普通、所有者が、それ以外に課する規定に、法の建前はそういうことになつておるのでしゃうか、固定資産税の対象になるものは。

○政府委員(鬼丸勝之君) 固定資産税を課せられる対象は住宅公団でござります。しかしながら、先ほど申し上げましたように、住宅公団の法律上の家賃というものの中にでございますね、家賃の構成要素として公租公課を入れておりますので、家賃として入居者から徴収ができる、こういう建前になつておるのでござります。

○竹下豊次君 そうすると、固定資産税を借家人が納めておるのじやないのですね。家賃が高くなっている、家賃が高いという問題ですね、その部分だけが。そういう意味ですか、理屈は。

○秋山長造君 私、議事進行についての発言をしたいのですが、もう一時前ですしきれば上げるということになつていいの一部改正は、きょう質疑を終つて、それから実はこの建設省設置法の一部ですが、私はどの金岡国地の問題が十分究明されてからにいたりたいと思うのです、この法案を上げるといふことは、これは非常に重要な問題だし、それから、建設行政のもう根本に触れる問題でしてね。やつぱりこれだけ住宅建設を大きく施策としてやつておられるときに、いやしくもこんなモデル住宅といわれるようなふうな納得できないのです。一つ、建設省自身で至急にこの問題を先ほど大臣のお尋ね通り究明していただいた上で、その報告を聞いた上で、あらためてさらなる点の質問を続行したいと思います。そのようにお取り計らい願いたいと申

○委員長(龜田得治君) ちょっとと速記をとめて。

## 〔速記中止〕

○委員長(龜田得治君) それでは、速記をつけて下さい。

○竹下豊次君 産業開発青年隊に関する問題について、ごく簡単にお尋ねしたいのですが、三十二年度の予算に補助金等を組んでおられますね。これは、現在は補助金というものは出でていませんのでござりますか。

○政府委員(柴田達夫君) 産業開発青年隊につきましては、昭和二十八年から補助金がついておりまして、申し上げますと、二十八年に一千百万円、二十九年に一千五百円、三十年に二千五百円、三十一年は千百五十五万でござります。明年度におきましては、二千二百八十万の予算でございます。

○竹下豊次君 それが、今度いくらか増額されるということになるわけですね。

○政府委員(柴田達夫君) さようでござります。

○竹下豊次君 そうすると、整備するというのは、条文を整備するだけのこととありますか。何か実質的に整備されるということがあるわけございません。

○政府委員(柴田達夫君) 設置法の改正としてお願いを申し上げておりますのは、実は産業開発青年隊と、建設省がやるということが、法文上現在は明らかでないわけです。それで、実際上は予算も、前お話し上げましたように、二十八年度からつきまして、やつておられますけれども、建設省設置法に、産業開発青年隊に関することがちやんと書いてない

わけでございますので、お願ひをいたしたいということでございます。これ

は、設置法の改正のお願いでございまして、予算の増額分につきましては、府県に二十九ございます。それから、建設省が自分で仕事をいたしておりますが、予算の増額分につきましては、府県に二十九ございます。それから、建設省が自分で仕事をいたしてお

ます。直轄事業につきまして、やはり隊のことをキャンプと申しておりますが、

建設省が自分で仕事をいたしておきますと、合計三十一ございま

すのを、府県の分を四つぶやす。それから、建設省が自分でやる隊を一つぶやす。合計、現在三十一あるのを五つぶやしまして、三十六にするという積み算で、この予算は増額されているよう

な次第でございます。

○竹下豊次君 これは、農林省の方に

お尋ねすべきことであると思いま

す。農林省でも同じようなことをやつ

てているわけですね。あなたの方でそ

ので、関連がありますから、おそらく大臣は御存じだろうと思っております。農林省でも、やはりお尋ねすべきことであると思いま

す。農林省も同じようなことをやつ

ていているわけですね。あなたの方でそ

の工事の能率を上げていくといふこ

とを実施する仕組がこの設置法全体に書

いてございますので、産業開発青年隊

道路、住宅といったようなものの事業

を実施する仕組がこの設置法全体に書

いてございますが、建設省だけ見るわけにいか

ない、政府の仕事として見なければな

らないわけですから、両方の権衡がど

ういうことになっているか。もしそれ

が、一方ははつきりした、一方ははつきりしないということになります

うには伺っておりません。その点は、

横溝的に導入するというふうになつて

おるようであります。約一千万に上

るという不完全失業者に対してはどう

いう御説明なんですか。私は疑問に思

つておるのは、農林省関係も、やはり法律上今日まで、建設省と同じよう

に建設省の方には農村建設青年隊が明記さ

れておりませんけれども、農林省の組

織令におきまして、農村建設青年隊の

事業の指導助成をいたすことと明記い

ます。

○竹下豊次君 そのことはわかつてお

りますが、ただいま局長の御説明に

明記いたしますことになりますし、農

の関係を、青年隊をはつきりするのだ

うに御説明なんですか。私は疑問に思

つておるのは、農林省関係も、やはり

法律上今日まで、建設省と同じよう

に建設省の方には農村建設青年隊が明記さ

れておりませんけれども、農林省の組

織令におきまして、農村建設青年隊の

事業の指導助成をいたすことと明記い

ます。

○國務大臣(南條徳男君) この産業開

発青年隊は、失業救済というような意

味ではないのでございまして、この地

域にお考へであるのか、その点を

ます伺いたい。

○國務大臣(南條徳男君) この産業開

発青年隊を、失業救済というような意

味ではないのでございまして、この地

域にお考へであるのか、その点を

ます伺いたい。

○伊藤顯道君 分掌規程によつ

て、先ほど来秋山委員から数々の御指

摘があつたように、従来からも監督

に行き届きのゆえをもつていろいろ不

正事件が起きておつたと思うのです、

今まで。こうしたことに対してどうい

うふうにお考へになるのですか。

○國務大臣(南條徳男君) それは産業

開発青年隊についてですか。

○伊藤顯道君 分掌規定というものがありますよう。

○國務大臣(南條徳男君) 建設省の一般ですか。

○伊藤顯道君 関連がありますから。

○政府委員(柴田達夫君) 分掌規定というお尋ねは、設置法に基きまして省で組織令というものを作つております。一般的の仕事につきまして課を分けまして、分掌の仕事をいたしております。そのことでしあげでございます。

○伊藤顯道君 そうです。

○政府委員(柴田達夫君) 先ほど秋山先生からお尋ねがございましたのは、住宅公団のやつておる工事が粗瀬であるという問題でございます。住宅公団に關しまる監督はこれは建設省がやつております。そういう關係では組織令關係ともちろん關係があるわけでございます。

○伊藤顯道君 さらに青年隊についてお伺いしますが、就業しながら勉学する、こういうのが青年隊の趣旨であろうと思うのですけれども、そこで就労そして勉学、こういうことにつつては、まだ十八歳から二十五歳の、保健上非常に大事な段階にある青少年に対する時間の配当はどういうふうになつておりますか。大体の実態を伺いたいのですけれども、概要でけつこうですから。

○政府委員(柴田達夫君) 産業開発青職状況をペーセンテージで出したもの

年隊は、今お尋ねがあり、また大臣からお答えしましたような趣旨を持つておりますので、その事業に役立つとい

うことです、それからそれが本人にとつては、また社会にとつては非常に技能

の教育を通じて貢献するという二色を持っていますので、教育時間等につきましても、昼間は働いて、夜は勉強

するというようなことでやつていかさうを得ないのでございます。ただ、ま

だ年令の若いところでございます。

で、あまり無理があつてはいけないと

いう問題はござりますけれども、一日

に二時間三十分教育をやることにいた

しまして、大体晩の七時ごろから九時

半ぐらいまで、勤労の後でございます。

けれども、技能教育を中心とした勉強

をいたしまして、夜はそれから早く寝

かすというような教育方針をとつてお

るような次第であります。

○伊藤顯道君 キャンプの講習期間の過程は一年のわけですね。この一年の過程を終つたあと、何か義務づけのよ

うなものがありますか。別に何もない

わけですか。

○政府委員(柴田達夫君) 別に義務はつけておりません。

○伊藤顯道君 自由ですね。

○政府委員(柴田達夫君) さようでございます。

○伊藤顯道君 二十八年から青年隊が

できたように先ほど説明を伺つたわ

いのには、補助事業において八五%と

いうことになつておるわけです。この

点に関しましてまあこの一两年は幸い

に災害がなかつたので助かつたわけ

ですが、問題は、いつもまだ復旧しない

うちにまた次の災害が起きて、さらに

大きな災害に発展する、こういうこと

が言われておるわけなんですね。この点

について、本年度の予算を見ますと、

五年度の災害は一〇〇%まあ復旧しておる、補助関係の仕事でも。ところが一例を二十八年度災害にとりますと、補助関係で昭和三十二年度末復旧割合が八五%，こううことになつておるわけですね。この災害の復旧については三年計画で三・五・二の割合で復旧することになつておるはですですが、あ

かしその中で災害復旧予算というものは約四十四億減つておるわけですね。この災害復旧の状況を見ますと、二十九年度の災害は一〇〇%まあ復旧しておる、補助関係の仕事でも。ところが一例を二十八年度災害にとりますと、補助関係で昭和三十二年度末復旧割合が八五%，こううことになつておるわけですね。この災害の復旧について

は三年計画で三・五・二の割合で復旧

することになつておるはですですが、あ

予算はお尋ねのように三十一年度と比較いたしますれば減額をいたしております。

のほか特筆すべきものは海外移住をいたしておるもののが二%でございます。

その他の一六%は帰農をいたしました

り、自家営業やあるいは補導員といいう

ようなものになつております。

○田畠金光君 大臣にお尋ねします

が、災害復旧費の問題です。これは本

年度は昨年度に比較いたしまして、全

体の予算是言うまでもなくふえており

ます、公共事業費に関しましても。し

かしその中で災害復旧予算というもの

は約四十四億減つておるわけですね。

この災害復旧の状況を見ますと、二十

五年度の災害は一〇〇%まあ復旧して

おる、補助関係の仕事でも。ところが

一例を二十八年度災害にとりますと、

補助関係で昭和三十二年度末復旧割合

が八五%，こううことになつておる

わけですね。この災害の復旧について

は三年計画で三・五・二の割合で復旧

することになつておるはですですが、あ

かしその中で災害復旧予算というものは約四十四億減つておるわけですね。この災害復旧の状況を見ますと、二十九年度の災害は一〇〇%まあ復旧しておる、補助関係の仕事でも。ところが一例を二十八年度災害にとりますと、補助関係で昭和三十二年度末復旧割合が八五%，こううことになつておるわけですね。この災害の復旧について

は三年計画で三・五・二の割合で復旧

することになつておるはですですが、あ

かしその中で災害復旧予算というものは約四十四億減つておるわけですね。この災害復旧の状況を見ますと、二十九年度の災害は一〇〇%まあ復旧しておる、補助関係の仕事でも。ところが一例を二十八年度災害にとりますと、補助関係で昭和三十二年度末復旧割合が八五%，こううことになつておるわけですね。この災害の復旧について

は三年計画で三・五・二の割合で復旧

することになつておるはですですが、あ

かしその中で災害復旧予算というものは約四十四億減つておるわけですね。この災害復旧の状況を見ますと、二十九年度の災害は一〇〇%まあ復旧しておる、補助関係の仕事でも。ところが一例を二十八年度災害にとりますと、補助関係で昭和三十二年度末復旧割合が八五%，こううことになつておるわけですね。この災害の復旧について

は三年計画で三・五・二の割合で復旧

することになつておるはですですが、あ

かしその中で災害復旧予算というものは約四十四億減つておるわけですね。この災害復旧の状況を見ますと、二十九年度の災害は一〇〇%まあ復旧しておる、補助関係の仕事でも。ところが一例を二十八年度災害にとりますと、補助関係で昭和三十二年度末復旧割合が八五%，こううことになつておるわけですね。この災害の復旧について

は三年計画で三・五・二の割合で復旧

することになつておるはですですが、あ

予算はお尋ねのように三十一年度と比較いたしますれば減額をいたしております。

災害あるいはそれ以前のまだ若干残つておるもののが二%でございます。

年というふうに比較的災害の発生が少

なかつた。一方過年災につきまして残

事業といしまして復旧事業をやつてお

りますものですから、残事業がそれ

は建設省のより正確な資料であるかも

しれませんが、ただ私の聞きしてい

ることは、このように、補助事業なん

か見ますと、二十六年災害がずっとこ

う残つてきているのです。これらの点

について、三年間で災害の復旧とい

うのは完成させるのだといいう方針で

やっておるわけですが、こうして残つておるわけですが、これはどうい

うよな理由なのかなということです。

これについて大臣はどう考えておるの

かということです。大臣の御答弁を求

めます。

○國務大臣(南條徳男君) お説のよう

に、過年災で一番遺憾なのは二十六年

災、七年災であります。この分につきましては残事業を明年度、大体三十三

年度には全部これを完結する程度まで

進んでおるわけであります。二十八年

災、三十年災であります。この分につきましては残事業を明年度、つまり二

カ年度までに終了いたしたいという目

標であります。これが二〇%という点につきましては明年度、つまり二

カ年度までに終了いたしたいという目

標であります。これが二〇%という点につきましては明年度、つまり二

カ年度までに終了いたしたいという目

標であります。これが二〇%という点につきましては明年度、つまり二

カ年度までに終了いたしたいという目

標であります。これが二〇%という点につきましては明年度、つまり二

カ年度までに終了いたしたいという目





○委員長(龜田得治君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。国家公務員制度及び恩給に関する調査のうち、共済組合制度に関する件調査のため、参考人から意見を聴取してはいかがかと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(龜田得治君) 御異議ないと認めます。参考人の人選及びその他の手続につきましては、委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(龜田得治君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

午後一時三十九分休憩

これにて暫時休憩いたします。

午後二時四十三分開会

○理事(秋山長造君) 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。委員長が午後所用のため不在でござりますので、委嘱により私が委員長の職務を代行いたします。よろしくお願ひいたします。

国家行政組織に関する調査の一環として、正倉院裏の觀光道路許可に関する件を議題に供します。本件に関し御質疑のおありの方は順次御発言を願います。なお政府委員といたしまして、文化財保護委員会委員長河井彌八君、文化財保護委員会事務局長岡田孝平君、官内庁次長瓜生順良君、建設省道路局長富権凱一君、運輸政務次官福永一臣君、運輸省自動車局長山内公猷君が出席されております。それから文

部大臣、建設大臣、運輸大臣は、出席をお出しになつております。この前の委員会等の関係でまだ御出席がございませんが、昭和二十九年十一月十二日付で自動車道事業經營の免許指令書をお出しになつております。この前の委員会で、その間の事情につきまして、文化財保護委員会の方の御意見を伺いましたとき、この免許をなさいましたときには、文化財保護委員会と何らの連絡がなかつた。しかもこの免

許指令書には、ただし書きに、「道路運送法第五十条第一項の規定による工事施行の認可申請書は文化財保護法の規定による許可書の写を添えて昭和二十九年十一月一日(免許の日より一年)までにこれをなすこと。」といふことが書いてあります。つまり文化財保護委員会の許可が条件付になつておるわけであります。言葉をかえて言えば、文化財保護委員会の許可がなければ、この自動車道の事業經營の許可をして、工事をなしてもいけません。よつてさうしたときには、文化財保護委員会と何らの連絡がなかつた。しかもこの免

許指令書には、ただし書きに、「道路運送法第五十条第一項の規定による工事施行の認可申請書は文化財保護法の規定による許可書の写を添えて昭和二十九年十一月一日(免許の日より一年)までにこれをなすこと。」といふことが書いてあります。つまり文化財保護委員会の許可が条件付になつておるわけであります。言葉をかえて言えば、文化財保護委員会の許可がなければ、この自動車道の事業經營の許可をして、工事をなしてもいけません。よつてさうしたときには、文化財保護委員会と何らの連絡がなかつた。しかもこの免

許指令書には、ただし書きに、「道路運送法第五十条第一項の規定による工事施行の認可申請書は文化財保護法の規定による許可書の写を添えて昭和二十九年十一月一日(免許の日より一年)までにこれをなすこと。」といふことが書いてあります。つまり文化財保護委員会の許可が条件付になつておるわけであります。言葉をかえて言えば、文化財保護委員会の許可がなければ、この自動車道の事業經營の許可をして、工事をなしてもいけません。よつてさうしたときには、文化財保護委員会と何らの連絡がなかつた。しかもこの免

許指令書には、ただし書きに、「道路運送法第五十条第一項の規定による工事施行の認可申請書は文化財保護法の規定による許可書の写を添えて昭和二十九年十一月一日(免許の日より一年)までにこれをなすこと。」といふことが書いてあります。つまり文化財保護委員会の許可が条件付になつておるわけであります。言葉をかえて言えば、文化財保護委員会の許可がなければ、この自動車道の事業經營の許可をして、工事をなしてもいけません。よつてさうしたときには、文化財保護委員会と何らの連絡がなかつた。しかもこの免

許指令書には、ただし書きに、「道路運送法第五十条第一項の規定による工事施行の認可申請書は文化財保護法の規定による許可書の写を添えて昭和二十九年十一月一日(免許の日より一年)までにこれをなすこと。」といふことが書いてあります。つまり文化財保護委員会の許可が条件付になつておるわけであります。言葉をかえて言えば、文化財保護委員会の許可がなければ、この自動車道の事業經營の許可をして、工事をなしてもいけません。よつてさうしたときには、文化財保護委員会と何らの連絡がなかつた。しかもこの免

許指令書には、ただし書きに、「道路運送法第五十条第一項の規定による工事施行の認可申請書は文化財保護法の規定による許可書の写を添えて昭和二十九年十一月一日(免許の日より一年)までにこれをなすこと。」といふことが書いてあります。つまり文化財保護委員会の許可が条件付になつておるわけであります。言葉をかえて言えば、文化財保護委員会の許可がなければ、この自動車道の事業經營の許可をして、工事をなしてもいけません。よつてさうしたときには、文化財保護委員会と何らの連絡がなかつた。しかもこの免

許指令書には、ただし書きに、「道路運送法第五十条第一項の規定による工事施行の認可申請書は文化財保護法の規定による許可書の写を添えて昭和二十九年十一月一日(免許の日より一年)までにこれをなすこと。」といふことが書いてあります。つまり文化財保護委員会の許可が条件付になつておるわけであります。言葉をかえて言えば、文化財保護委員会の許可がなければ、この自動車道の事業經營の許可をして、工事をなしてもいけません。よつてさうしたときには、文化財保護委員会と何らの連絡がなかつた。しかもこの免

許指令書には、ただし書きに、「道路運送法第五十条第一項の規定による工事施行の認可申請書は文化財保護法の規定による許可書の写を添えて昭和二十九年十一月一日(免許の日より一年)までにこれをなすこと。」といふことが書いてあります。つまり文化財保護委員会の許可が条件付になつておるわけであります。言葉をかえて言えば、文化財保護委員会の許可がなければ、この自動車道の事業經營の許可をして、工事をなしてもいけません。よつてさうしたときには、文化財保護委員会と何らの連絡がなかつた。しかもこの免

ない一応の図上戦術の状態で参ることもありますが、その中のことについても、あるいは実際上の調査をする場合も、場合によつてはあるわけでござります。それで、そのときに果して道路運送法から見まして、そういういた他省との関係の法律が具体的な工事をやる場合にぶつかってくるかどうかということは未確定の要素がございますので、

こと、そういうことを防ぐために、実体と形式と合せるという意味で申し上げているので、将来これを変えてなるということは当然だと思いますが、ぜひ変えてもらいたいと思いますが、いかがですか。つまり実体と形式と合致させる、この場合でいえば、文化財保護委員会の認可がなければ免許しない。ただし工事の都合があるから

ようなことのないために私は申し上げているのです。私の申し上げていることは、実際上やつて少しも差しつかえないことを私は言っていると思います。その点はそのくらいにしておきますが、さて本問題に移りまして、なぜか文化財保護委員会と連絡し、その内諸を得ずしてかのようなものをやつたか、その点いかがですか。

厳重な抗議をしたということ  
局長からお話をございました  
が第二回の道路変更の申請書  
また同様に相談なしに再度免  
ました。こういう文化財保護  
御説明がありまして、松岡委  
皆非常に驚かれたわけです  
こういうふうに文化財保護委  
員会を取らず、その許可を得ず

うことを判定し、軽微な変更で  
いうことで手続を取つたのでは  
うかと思いますが、もちろんそ  
とで私の方のやりましたこと  
であつたという強弁をするつも  
いいわけでございまして、今後そ  
点につきましては十分処理上の  
いたしましてやるつもりでござ

一応形式的な免許を与えまして、それには工事施行の認可につきまして期限付をして、それまでに手続が終らなければその免許がもう失効するというふうに、今まで取扱って参ってきておるわけでございます。

文部省財務委員会の認可があれば  
免許することの内示はしてもよろしい  
が、本免許は与えないというふうに取  
扱いを変えるということに御決心がつ  
くかどうか。

○政府監修(山内公爵著) 些れ 文化財保護委員会には連絡をいたしていな  
かったことはお話しの通りでございま  
すが、工事施行の認可の段階になります  
すときには、一応確認はいたしておりま  
す。それは文化財保護委員会から、  
正倉院裏に連絡するということならよ

も更路内に現れ要復する結果である。かゝるもの、かようなものを二度にもわたって免許するというようなことは、われわれとしてはどうも納得いかないのですが、そのところを十分納得のいくような御説明を得たいと思ひます。

○松岡平市君　ちよつと山内君に、これは私も非常にこの間からこの問題について、事柄が相当大きな問題を含んでおると思うのです。まず第一に、八木君は、それは途中で承したとおっしゃるのだが、あなたの方が自動車道

が、たとえばこの場合に、文化保護委員会の許可を得るすべて自動車道路の営業に必要な条件が完備するまでは免許を内示的に行なつて、本免許はすべての条件が完備してから免許するといふうに、従来のやり方を改めるということは、何か支障がありますか。

売買でございますが、これは現在の法規によりまして、任意に売買ができるないで、やはり認可制をとっております。そういう場合には十分斟酌いたしますので、その弊害は、現行法におきましても排除できるものと思いますが、やはり私もまだその具体的な事務の動き、その他つきまして、十分印押せんも

ろしいということで、会社が許可書をもらいまして、それをつけて工事実施の認可の申請をして参っているわけでございます。ところが問題は、その文書化財保護委員会に申請をし、許可を得たルートから少し違った所についたことがあるわけなんでございますが、全然文化財保護委員会と連絡なく工事実

○政府委員(山内公輔君) 第二回目の場合におきましては、全然文化財保護委員会と御連絡をしないというわけでございませんが、まあ後記はないわけでござりますが、この措置としまして、正式な書類によつてやらなかつたことは手落ちでござつて、そういうことは、私も申しわけないと思つてゐるわけであります。

路を許可するのをなぜ急がなければならぬのか。少くとも文化財保護委員会といふものは内輪です。ここで十分運輸省としては話し合って、そしてもう許可をするときには文化財保護委員会も立障ないということを認めさせて許可していくんじゃないか、これで、いずれ

は前に行われました免許でございますので、最近は非常に自動車道路の免許が多くなりまして、慎重にいろいろそういういたた法律関係もやつておりますが、従前の例がこうなつておつた、その慣例によつたものである思います。しか

のでございますから、お話を十分了解できるわけでございますが、実際工事をやりましたり、仕事をやる上におきまして、果して今のようにやらなければむずかしいのかどうかという点につきまして、もう少し研究してからはつきまして、二回目でござります。

行の認可がなされたわけではないのです。  
○八木幸吉君 その少し違ったという  
のは、たぶん今まで許可されておらな  
い所をどんどん走っている四百メート  
ルのある道路のことであろうと思うの  
です。

〔理事秋山長造君退席、理事上原正吉君着席〕

文化財保護委員会が承認したならば、事してよろしいと、こういうようなことをするということは、なぜそういう必要が特別にあるか。そういうことまでして、急いでやらなければならぬ理由がなぜあるかということ。もしそういうふうにばかりうるさい立場であります。

し、最近非常にそういう自動道というものの申請も多くなっておりますので、われわれの方もさらに検討をいたしまして、こういう問題の起ることのないようすに善処いたしたいと考えております。

きりした御答弁をさせていたたきたい  
と思います。

私はそこまでまた話を進めていたわけではなくて、第一回の免許の申請をするときには、文化財保護委員会の認可をなされなかつたかという点を申し上げておるのですが、時間を省略するためにさう簡単に話は進めますが、第一回に文化財

ですが、大体御説明を申し上げますと、最初の文化財保護委員会の許可を得られましたルートは知足院のそばを通じておりまして、その関係でなかなかかく地の所有者から土地を得られなかつた

かく政府の運輸省という機関が一應にそこへ道路を認可した。あとは文化財保護委員会がきくかきかぬかということを交渉することをそこにからし

○八木幸吉君 私のおそれるのは、利権の売買というようなこと、運動によつて利権だけを与えるというような

てしまつたという非常な亂暴な結果になつてゐるので、将来そういうたよくな不正なものが既成事実を作るといふ

財保護委員会の内諾を得なくて免許をした、それについて文化財保護委員会から、今後かようなことのないよう

た。それできらに四百メートルくらい迂回して竹やぶの中を通つたというふうございまして、そういう見地から

である。これは文化財保護委員会は非常にともかくどうしても認可というもので圧迫を受ける。これは常識だと思

う。いかにそれは河井委員長がおられる道路が建設されることは好ましい、少くともそういうことがあっていいという一つのものもう断定を下している。それを文化財保護委員会の立場から、それは困るということは言えないよう、むしろ運輸省が文化財保護委員会のそういう機能を圧迫することだと、私はそう思う。そういうことまでして急がなければならぬ理由があるのかどうか。これをまずははつきりしていただきたい。そして、この問題はこれでやむを得ぬが、将来においてはそういうことがないようにしたらどうだということになつたならば、あなたはこれはもう少し考えさせてくれ、こう言われるのですが、こう言われるのには何か少くともそういう認可を急がなければならぬ要素があるとお考へになつていらっしゃると思う。でなければ、私は当然今までそういうことであつたけれども、今日たくさんの自動車道路の、あるいは乗合自動車の道路の申請が出てくる場合には、運輸省としては文化財保護委員会の認可、許可、同意というものは、これは当然法律で認められているのですから、これがなければ認可しませんと政府としていわれ委員会でもうかなり前から論議されてたって何にも支障がないと思うのですが、それさえもここではつきりおつしやらない。少くともこの問題はこのおいても関係者はいろいろお話しになつたと思うのだが、責任ある局長として、これはもう少し考えさせてくれる

とおっしゃるのには、何か理由があるだろうと思う。それを明らかにしていただきたい。どうもわれわれにはありますからない。これは一つのミスであつたということであればいいんですけれども、ミスでないということになると、これは文化財保護委員会の同意ということについて、私たちはいろいろもう少し考えなければ、将来運輸省がそういう法律があるにもかかわらず、どういう制約があるにもかかわらず、どんどんやつていかれるということになれば、これはやはり根本的に考えなければならない問題があるんだろう、こう思うので、はつきりそこのところを書いていただきたい。

○政府委員(山内公猷君) 私いろいろの場合を考えましたものですから、はつきりしないという答弁をいたしましたのですが、実はそういうことを申しましたのは免許がありまして、それから工事の施行の認可という段階になります。そして免許のありましたときには、あるいは文化財保護委員会の関係があるかも知れないと、いうことがあるのでございますが、實際上工事になりましたら、関係のない場合ということも、場合によつては起り得るわけでござります。そういう一般的な情勢を考えましたので、そういう言い回しをしたのでございますが、最近私免許をいたしましたのは、比叡山の觀光道路について免許をいたしましたが、まあこの件につきましては、初めから明らかに文化財保護委員会に關係があると私考えましたので、事前に文化財保護委員会の許可をとつくりましたと申しまして、その後におきまして免許いたしておりまして結局ま

私はいたしましては、今後そういう、何と申しますか、可能性のあるものにつきましては、御指示のようによつてあります。また行政慣例としてもお話をいこう、また行政慣例としてもお話をいうようにやつて参りたい、かように考えていますが、非常に少い例でございますが、そういうまあ文化財保護委員会にかかるかもわからないというような場合、あるいは従前のようなまたこういうことがなきにしもあらずという非常に少い例を考えたものでございますから、そういう御答弁を申し上げたわけでございますが、まあ私といつまでは、お話のように、当初から文化財保護委員会の許可をはつきりとつて、それで自動車道の免許もやつておりますし、今後もそうやりたいと、またそういうことを一つの行政慣例とするようにやつていくつもりでいるのです。

財保護委員会に関係があるとか、あとで発見された場合のことをあなたは言つておられるが、そういう認可の仕方というものは私はなかろうと思うんです。少くともそれが怪しければこういう路線を持ってきたんだが、これは文化財保護委員会に全路線のうちなどこかに関係がないかということを諮問されればいい、あなたの方から。その諮問の必要はあるかもしません。あるかないかわからぬけれども、ともかく認可だけはするということは、こういうことは、文化財保護委員会の文化財を保護するという立法の趣旨を、あなたの方は無視しておられると私は考えるんです。そういう場合は防げないということだ、あなたのおっしゃるのは。あらかじめわかつていれば、今のようにちゃんと同意を得てから免許をしたんだと、比叡山の例をあげておられる。わからぬ場合はしてしまふんだ、わかるとかわからぬとかいっても、そんな広い日本でもない。少くとも自動車道路をあなたの方が免許するか免許しないかということは、これは文化財保護委員会に関係があるかないかということは、自動車局としてそれくらいな資料を集めておられるくらいなことは当然やられるべきものだと思います政府としてそれが全然資料なしでやつておられるかどうか、そういうことは全然考慮せずに、万一一ひつかかった場合には、文化財保護委員会のその同意を得てこい。これは、あなた、免許されるときには、ちゃんと予定路線というものが、工事を着手するまでに、どこを通すということがきまつておるわけです。そういうことを非常に私は軽んじているのじやないか

と思う。だから、今度は、土地の買い上げができなかつたからということとで、ほかのところへ別な道を四キロか幾らか作つた。そういう場合は、もう文化財保護委員会というようなものは、まあこれは、かえつて遠くなつたからよからう。別に聞く必要もなかつたというような、そういう、いかにも運輸省自動車道路の免許に関するでは、は、まあこれは、かえつて遠くなつたからよからう。別に聞く必要もなかつたという印象を非常に強く受けるのですがね、どうでしようか。今言うよううに、文化財保護の立場から免許しがたい、あなたの方では免許しがたいといふような予定路線がある。

〔理事上原正吉君退席、理事秋山長造君着席〕

そういう事態があり得るということについて、それがあるかないかといふことの資料をあらかじめあたなたの方は持つことは困難でございますか、現在の日本の状態において。

○政府委員(山内公節君) 今後の事案につきましては、もちろん、自動車道路免許を急ぐ必要はないわけでありまして、十分に調査をいたしまして、認めて、いろいろにやつて参りたいと思ひますし、御指示のように私自身も考えておりますので、事前に委員会の許可を得て処置するよういたしたいと思います。

○松岡平市君 それでは、先ほどあなたが八木委員に御答弁になりましたが、しばらく考慮さしてくれよというようなことは取り消されて、少くとも今後は、自動車道の免許をされる場合に、その路線が文化財保護の関係上何とか支障があるかないかというふうなことを十分あなたの責任でもつて調



財保護委員会が許可してない路線を、たので、その自動車道ができましてか  
觀光自動車が走っているという事実を  
知つていらっしゃるかどうかというこ  
とです。わからぬいようでしたら、遼  
文化財保護委員会で、今、許可しよう  
かどうかという問題の路線を運  
輸省にわかるように、一つ専門的の言  
葉で説明してあげてもらいたいので  
すが。

○政府委員(岡田孝平君) 最初の予定  
の道路の路線の一部が、その土地の所  
有者が会社に対して売買契約を解除い  
たしましたために、当初の予定通りに  
道路を作ることができなくなりました  
ということで、会社では路線の変更を  
申し出たのであります。その変更の  
分につきましては、先ほどのいろいろお  
話がありました通り、運輸、建設省の  
関係の認可等の手続はすべて終了いた  
しましたが、文化財委員会とい  
ういたしましては、その変更の分につき  
まして、今日現在、まだ文化財保護に  
よる現状変更の許可をいたしておりま  
せん。これが現状でございます。

○八木幸吉君 その文化財保護委員会  
の現状変更の許可をしていないところ  
を、つまり工事施行の条件づき免許の  
免許状だけで営業しているということ  
に対して、運輸省は知つておいでにな  
るかどうか、なぜこれを黙つていらっしゃ  
るかという点を伺いたい。

○政府委員(岡田孝平君) その点につ  
きまして、われわれの方の専門語で言  
いますと、供用開始でございますが、  
私は工事施行の認可をいたしまし  
て、それから供用開始という状態にな  
るわけでありますか、供用開始につき  
ましては、文化財の関係の了解を待ち  
まして行うべきものと考えております  
が、それで、今までのと考えておりま  
すが。

○政府委員(岡田孝平君) ほどおわび申し上げましたように、そ  
の第一の認可と次の認可が四百メートル  
くらいで、実質的に差がないとい  
うことを考えまして、工事をやつたも  
のであろうと思つております。

○八木幸吉君 いくら近くても、新し  
い道路には……、それじゃ、文化財保  
護委員会の規定による許可書を当然添  
付けて出しますが、それは、昭和三十  
年の二月から十月までの八ヶ月間にわ  
たって出しております。その間、運輸省  
は三十年の九月の二十六日に、委員会の  
事務局・宮内庁、建設省運輸省の連絡  
会議におきまして、正式に供用開始の  
了解を取りつけまして、それからさら  
に、一ヵ月後の十月二十二日付をもち  
まして、初めて検査合格を指令いたし  
ますので、自動車は走つておると考  
えます。

○八木幸吉君 ちょっとわからぬので  
すけれども、文化財保護委員会の許可  
がなければ現状変更ができない。現状  
変更の許可を文化財保護委員会はして  
いないのに、工事の施行の認可申請書  
に許可したというふうに承わったので  
すが、それだと、文化財保護委員会の  
認可ということを通り越して工事がで  
きるのですか。

○政府委員(山内公獻君) その点で、  
私の方といたしましては、認可をした  
わけでございまして、それで、供用開  
始を押えておつたわけでございます。  
○八木幸吉君 工事施行の認可には、  
文化財保護委員会の許可が条件になつ  
ておるのに、文化財保護委員会がいま  
だ許可しておらぬのに、工事施行の認  
可をしたというのはどういうわけでご  
ですか。

○政府委員(山内公獻君) それは、先  
ほどおわび申し上げましたように、そ  
の第一の認可と次の認可が四百メート  
ルくらいで、実質的に差がないとい  
うことを考えまして、工事をやつたも  
のであろうと思つております。

○松岡平市君 その問題を解明するの  
には、私ちょっと、岡田事務局長にお  
聞きしたい。前第一回のときには、一  
度明らかにしていただきたい。

○政府委員(山内公獻君) 初めに申し  
上げましたのは、この点につきまして  
は、もう措置が終つております。今後  
どうするかということで、私といたし  
ましては、初めから今後につきまして  
は文化財保護委員会の許可を確認して  
いるに、工事の施行の認可申請書  
に許可したというふうに承わったので  
すが、それだと、文化財保護委員会の  
認可ということを通り越して工事がで  
きるのですか。

○政府委員(山内公獻君) その点で、  
私の方といたしましては、認可をした  
わけでございまして、それで、供用開  
始を押えておつたわけでございます。  
○八木幸吉君 工事施行の認可には、  
文化財保護委員会の許可が条件になつ  
ておるのに、文化財保護委員会がいま  
だ許可しておらぬのに、工事施行の認  
可をしたというのはどういうわけでご  
ですか。

○政府委員(山内公獻君) これは問題の  
応文化財保護委員会として同意を与え  
られた。今度は、その場所と違つて、  
約四百メートルばかり離れたところに  
新路線ができた。これに対しても認可  
を与えておらぬという、この間のお話  
でございます。今も与えていない。そ  
が、前回のときには、あなたの方は文  
化財保護の立場から同意を与えても差  
しつかえないということであつたのだ  
が、新路線では認可が与えがたいとい  
う理由がはつきりしておるのかどう  
か。そうして、同意を与えられぬとい  
うことであれば、問題はそれは、私は  
大へん重大になつてくると思うので  
す。しかしながら、正倉院から遠く  
なつておつて、先ほど山内自動車局長  
のお話では、前のときに同意をして  
おつたのだから、今度はそれから四百  
メートルばかり遠くなつたのだから、  
別段文化財保護委員会は前と違つた立  
場ではなかろうということであつさ  
ります。そこで、運輸省といたしまし  
て、私の方の法律の関係でございま  
すと、あと残つておりますのは、これ  
を事業に供するという段階になつてお  
ります。それで、運輸省といたしまし  
ては、その供用開始、もう道路ができ  
ておつたわけでございますから、その  
供用開始を八ヵ月にわたりまして押え  
ておつたわけでございますが、その  
とおり路線変更を建設省も同意した、自分  
たちも工事をやらしてしまつた、この  
ことで、問題が紛糾しておるわけで  
す。認可しがたいような、前回と違つ  
た新しい路線では、どうしても文化財  
保護委員会は認可できないからしてい  
うことになれば、そういう厳重なる条  
件を付するならば、やむを得ないだろ  
う。かようなことであつたのであ  
ります。なお、運輸、建設省にも、たび  
たび書面あるいは口頭で両省の意見を  
求めておりましたところ、そのため  
相当の時日を要したことが、これが原  
因でございます。結局大体におきまし  
て、私どもの考えは、だいぶ以前から  
でございますが、その変更の部分につ  
きましては、もとの路線とほとんど現  
実的に違ひはない。ただ、念のために  
関係省の意見も十分に聞く。また、私  
どもといたしましても、さらに慎重に

研究したいということで、おくれておったのでございます。もう一つは、当初に許可いたしました路線につきまして、いろいろな条件がついておつたのであります。その条件の履行の状況が必ずしもはかばかしくなかつた。すなわち、会社がほんとうに誠心誠意その条件を履行するとういことであれば、これは私どもも安心できますが、必ずしも、条件は履行はしておるが、その点の履行ははかばかしくない。従つて、会社の誠意をもう少し確かめる必要がある。

するかということの説明が若干出たわけであります。これが三月一日であります。そして、その長い問題の解決は、結局文化財保護委員会といたしましては、関係の各官庁の間の協議をいたしました。二月の二十六日に、これは昨年の九月十九日以降未決問題になつておつたのであります。それが、それは、文化財の審議会といふものを開きまして、史跡部会を開きました。二月二十六日に、こうやつたならばよからうという決定の答申を得ましたので、その答申に基きまして、これを関係の建設省、運輸省、内閣府と文化財委員会との間に協議をいたしまして、それがよからうといふことの結論を得ました。そして、委員会におぎましては、ちょうど私、病気で寝ておりましたが、委員会はその翌日決定をいたしたのであります。その決定はどういうことかと申しますと、その申請にかかるところの、設計変更にかかる自動車道路は、ちょうど今四百メートルという説明があつた御所です。それは、その取りつけの部分、すなわち正倉院の北側の隅であります。が、そこから少くとも二百メートルからできるだけ早くすみやかに完全な舗装をすることという条件。それからその舗装が完成するまでは完全な散水、水まきであります。散水をいたして、防塵、塵埃を防止する実をあげること。それから第三番目には、その新設の道路に、塵埃防止に役に立つ植樹等を行うこと。それから第四に、大へん心配になつた点であります。が、設計変更にかかるこの自動車道路の取りつけ部分、すなわち正倉院の東北部の下

にある個所であります。が、そこに暗渠を新設した、その暗渠及び上流の排水溝の閉塞を防止する措置を講ずること。そういうことで、以上の諸条件の実施については、すべて県教育委員会の指定に従うことと、こういう条件が委員会を経まして決定いたしましたのでござります。まだ私が病氣等のため、また、こちらの委員会の八木先生あたりから、しばらく待てというような御意見もありましたが、発表といいますか、それぞの関係者に通知はいたしております。しかし、それだけのこととは、委員会といたしまして決定をいたしましたのであります。

りますが、その道路と両方、前の売買を取り消されたるその路線との比較をいたしましても、これは一番問題となりますのは、正倉院の建物並びに正倉院の御物、宝物の保存というものに、どういう影響があるかということになります。これにつきましては、宮内庁におきましても、この塵埃とか、あるいは有毒な空気というようなものを、どうしてその害を免れさせるかと、いうような問題について、鏡観研究しておられるのでありますて、その内容等につきましては、私ここに申す必要もありませんけれども、しかし、あの大切な宝物類の保管につきましては、今日、正倉院において行われておりますのは、まず一番最上ではないかと、われわれは考えておるのでございます。そして特にその中に納めてあるところのそれぞれの宝物の取扱いにつきましては、いろいろ研究の結果、ますます有効なガス、また塵埃というものを防ぎまして、そしてその害を免れるという方法といたしまして、やはりそれぞれの宝物を入れる、格納する入れもの、それから入れ方等の問題で、もつて、大体において、まず被害はないというような実情であるという今日までのデータによつての結論を得ておりますので、これは私ども文化財保護委員会が、どうしる、こうしるということを申すわけではございませんけれども、すでにそれにつきましては、宮内庁においてこれに気づかれまして、そしてそれを実行しておられるのであります。でありますから、ただいまの決定をいたしましたことにつきまして、これでもつてもう完全無欠であるということは、これはできない

かもしけれませんけれども、今日の現状におきましては、この程度のはかはないという結論に達しておるのでござります。

御物の保護に対しましてのこととは、やはり今後も引き続いていかなければなりません。まず、校倉をどうするかという問題もあると思います。それからまた、その一つ一つの品物についての取扱いということも、綿密な研究ができるであろうと思いますが、それはわれわれが今直接にどうということはできませんが、そういうことのできることを考えております。

それから、もつと申しまするといふと、一体、東大寺の境内地を史跡として指定してありまするが、あの中に住むぶんたくさんの人が住んでおりますというようなことなども考えて、もつともっと抜本的な大きな計画から正倉院を守るというときがこなければならぬというようになっておりますが、これは私の何と言いますか、空想が何か知りませんが、夢であります。しかしそういうことはほんとうに大切ではないかというように考えております。

ちょっとと言ひ落しましたが、正倉院内での塵埃を防御する方法といたしましては、この間実際に見ましてもまだまだあの屋敷の、つまり道路沿いの方面に適当な木を植えるというようなことが、ほんとうに役に立つのではないかというようなことも考えておつたのであります。

大体、本件につきまして大へん御心配をわざわざしましたけれども、これからどうやって行くのだというような具体的の事柄を十分には申すことができませんでしたけれども、しかし、もつと事

柄をすみやかに解決いたしましたして、そして適當な方法を立てて行くほかはないということことで、ただいま説明を申し上げましたような条件でもって許可するということに、委員会は決定いたしましたのでありますから、まだそれは発令はいたしておりませんけれども、その御了解をいただきたいと思います。なお、この点につきましては、どうやつたらいいかというようなこと、また、われわれの力の及ばない点につきましては、どうぞ十分な御忌憚のない御批判を仰ぎたい、かようにお願ひ申す次第であります。

○八木幸吉君 最初、正倉院の御物の汚染問題から発展しまして、観光道路の許可の問題、その間の運輸省、建設省、また文化財保護委員会の連絡の悪かった問題等に発展をしたわけであります。が、私、先ほどの運輸省御当局の御答弁の、工事施行と文化財保護委員会との許可の関連の問題については、まだ納得はしませんが、ずっと本問題の方に話を移しまして、今の河井委員長のお話を承わりましても、前に許可されて、後に地主が土地の売却契約を解消したために、新末許可路線に変更したということについては、前にすでに許可しておるのだから、そことあまり違わぬところならないじやないかというような話で進んでおるようでありますけれども、前に許可時代に、手続上の上から言うても相当の私は欠陥があるのじやないか。さらにもつと大きくなこの問題を取り上げてみますときには、許可は何にも土地に大きな四キロにわたる道路をこしらえてしまつた。その既成事実に従つて、運輸、建設当局もやむを得ずこれに免許を与えた

きずられて、だんだん許可せざるを得ないような立場になってきたというような事柄の経過のよう思いますので、私自身といたしましては、法律上の措置とか、各官庁相互間の連絡が不備であったとかいうような、手続上の問題でなしに、正倉院の御物をいかにして完全にこれを保護するかといふう、もつと大局的な立場に立つて、この問題は文化財保護委員会としても御処理を得たい、こういうふうに実は考えるわけであります。少しまかい問題になりますが、史跡の変更の許可書には、地主の、土地の所有者の承諾書が必要なということが法律に書いてあります。ところが私が聞くところによれば、最初御許可になつたいわゆる許可済み路線の手続の上において、地主が誓約書をがえんじないのを、会社が誓約書を入れてそれで許可されたということが、私の耳に入つておるのですが、それは事実ですか。

から土地を買いまして、そしてそれを裁判所に登記いたしますその登記書の写しをとつておる、これもしかし全部漏れなくとつたとは申し上げられませんで、できるだけの資料を提出する意味で、できる限りとつております。それから当初の路線は、売買契約を解除されたためにその実現ができなかつた、その売買契約の解除をいたしました書類の写しはとつてござります。その具体的な事実の契約書の写し、あるいは契約書の全部をとつてないことは、これは私ども非常に手続上手違いがございまして、十分でないと思っておりますが、できる限りの資料をつけさせますということで、さような取扱いをいたしております間題を処理いたしましたのであります。

いのですが、土地売却の取り消し者がいるという話なんですが、これは法隆寺の管長です。これはきょう文化財保護委員会からいただいた資料でなければ、その土地売却契約の解除書は「其の後右の売却に依り正倉院の安泰に危険有之に就き識者の間にも憂慮せられ小生に於ても再考の必要を認め此の際右の売却を解約致すことが可然ことかと考へられ候間別途右契約書並びに受領手付金六千円を契約解除の法定に従ひ之を倍額金壱万弐千円とし御返却申上候間不思御受領賜り度候」云々、だから、これは普通の値段が何かのことでは土地の人が解約したんじゃなくて、法隆寺の管長さんが、あれを売つては正倉院に悪影響がある。これは大へんだというので解約された、これが一つ、それからもう一つは、土地の地主のうちで、どうしても売らないというのを、会社の念書で、一休・文化財保護委員会が史跡の現状変更のことに許可を与えてしまふ、その許可の既成事実に基いて、近いからこっちも許可するというようなやり方は、私はどうも納得がいかないのですが、これはどうですか。

ただいま反省いたしまして、やはり全部の所有者の承諾書を当初から持るべきであるかのように考えておりますので、やはり十分な手続をやった上で契約をしたら承諾書をつけたいと考えております。ただ、従前の例をちょっと先ほど聞いてみましたところが、あまり詳細な説明書類等を全部初めてからとて参りますというと、こちらでもう、その計画が適當でないから、ほかに変えるといって指示いたします際に、申請者の方では、これだけの手続を全部終了したのであるから、もはや抜き差しならぬと、従つてどうしても自分たちの申請通りにしてもらいたいと、強硬にかかってこられる場合がありますから、あまり完全に最終的な手続を申請者の方がとつてしまわぬうちに、やはりこちらの方がいろいろ指示する余地を与えた方がいいじゃないかというような意味もござります。従前は必ずしも全部かような措置をとつていなかつたのであると、かように担当者が申しておりますが、しかししながら、それはやはり規則の上から申しましても、私は所有者の承諾書はとるべきものである、かように考えております。

万台の自動車が通つてほこりが上る、多い少いにかかわらず、正倉院の御物を汚染させるだけの影響があると見なされるが、書類をそろえないと、急いでこれを許可する、私はまるで話が逆じゃないかと思うのです。そうして、しかもこの既成事実に従つて次の観光道路を作るから許可しよう。一休、文化財保護委員会の本来の立場からいって、無論文化財の中にも重要度がいろいろあるでしょうけれども、とにかく問題の相手は正倉院の御物なんですからね。私は何も急いでこれを許可しなければならぬという理由がない。この肥鉄土というものが農業上必要であるというならば、御承知の通り奥の春日山の方からも県の道がついておるのであるから、 トラックを逆行させれば、何も正倉院の方へほこりを立てて走る必要は毛頭ない。私は現場を見てきて、今、河井委員長から何か御恵があればという話ですが、私は一步正倉院の御物という立場から考えてみれば、今度申請されている四百メートルの新路線なんかは許可を取り消して、法隆寺の館長じやないけれども、許可を取り消して、はるかもつと北の方の川上部落と言いますか、あのあたりに道路をつけて、その間に、肥鉄土を出す必要があればトラックを逆行させて、奥山の方を通りますれば正倉院に関係はない。またこの許可証にしたつて、舗装はなるべく望ましい、しかしその年限は三年先の昭和三十四年の六月の三十日までにやつてもらいたい。

を言うのか、舗装は失業救済の道路だつてやつているのだから、正倉院の周囲の道路だつて、一刻も早く、舗装するのがいいのじやないか、こう思ひます。あの道路にしても、公園道で、いろいろなものが通るのだが、もともと宮内庁の地面だつたのだから、宮内庁に移管しろ、これが一つ、もう一つは、所管は建設省になるか、詳しいことは存じませんが、正倉院の周囲の道路は、一刻もすみやかに、國の費用をもつて完全に舗装する。三年先になつて、いや一日に人夫を一人使って手水をまくとか、なるべく早く完成するとか、そんな生ぬることを言わないので、御物はこわれたり、よこれてしまつたら、取り返しがつかないものですから、だからあの近所の道路を舗装することは何でもない。それがために國の許可権があるのだから、何百万円かかるか、あるいは何千万円かかるか、それは知りませんが、今度の四百メートルの道路の起点から、あの川上部落と言いますか、あの方へ道を作るなら許可する。こういうことを会社にかりに言ってごらんなさい。そうすれば、会社の方は考えるかもしない。そして許可しない道路は、通ることは相ならぬ。これをほんとうに法の命するところによつて峻厳に取締れば、ぜひ必要なならば、裏山を回つてもいいわけです。また正倉院の御物保護の立場から、新しく道路を作るのに、國の費用を出す値打ちがあるならば、会社に対して補助をするという手もあるし、横着者の既成事実に、運輸省にしても、

建設省にしても、さらに文化財保護委員会にしても、それに引きずられて行なうといふ、その情なさが私は気に入らぬと思う。それについて、どうも言葉は過ぎるかもしませんが、河井委員長の御意見を伺います。

○政府委員(河井彌八君) 有力な御意見、ありがたく拝聴いたしました。実は、ただいまお話しのよき園芸的計画、正倉院の周囲に対する御物等の安全に関する各種の方策を講ずるとして、遺憾ながら、それは何と言ひますか、きわめて困難なことであります。が、何とかして、そういう機運は作りたいということは考えておりました。しかししながら現状におきましては、お話しになることはごもつともだと言えます。が、しかし観光道路の問題にしましても、たびたび不信を重ねたあの会社が、何と言ひますか、申請を奈良県に補助して、奈良県をしてやらしめるということはできますか。

○政府委員(宮櫻凱一君) 公園道は奈良県が所管いたしておりますのでございまして、道路法上の道路につきましては補助いたしますが、そういうた公園道には補助しておらぬのが現状であります。

○政府委員(宮櫻凱一君) 私、法律の関係はよくわかりませんが、あれをやるとすればどこが金を出してどこが管理するのですか。

○政府委員(宮櫻凱一君) 私が今申し上げた、新しい未許可線を通らずに、川上部落のもう一つ北の方へ道路をつけかえると、いふうな構想を、この前、安部さんがいらしたときも、それに似たようなことをおっしゃつたと聞いたのですが、そういうことを御研究になつたことがあります。

○政府委員(岡田孝平君) 一番初めの会社側の案は、たしか東大寺のすぐ北側というのであります。これは史跡東大寺境内と言いますか、それに非常に影響がある。東大寺の建物の礎石等はもう絶対にやることはできないと仰りますが、しかし、あの春日山の森林道路、あれをさらに延長をして、そうしてこの問題となつておる現状に持つてくるというような場合も想像されるのであります。というようなことを考えますならば、これまで、その時世と照らしまして、ある程度それが必要があるということも考えられ

る。でありますから、やはりこの際はこの決定に従うほかないということを考えるわけなんあります。一方お答えをいたします。

○八木幸吉君 建設省に伺いますが、あんなものの改革くらいは私は何でもないと思う。それについて、どうも言葉は過ぎるかもしませんが、河井委員長の御意見を伺います。

○政府委員(宮櫻凱一君) 正倉院周辺の道路は公園道でござりますので、なかなかの費用で舗装するということとはなかなかの費用であります。この正倉院の近所の道路を、至急に何とかの費用で舗装するということとはなかなかの費用であります。

○政府委員(宮櫻凱一君) 正倉院周辺の道路は公園道でござりますので、あります。が、よく検討いたしまして、御趣旨に沿うように考えてみたいと思います。

○八木幸吉君 私、法律の関係はよくわかりませんが、あれをやるとすればどこが金を出してどこが管理するのですか。

○八木幸吉君 私が今申し上げた、新規の未許可線を通らずに、川上部落のもう一つ北の方へ道路をつけかえると、いふうな構想を、この前、安部さんがいらしたときも、それに似たようなことをおっしゃつたと聞いたのですが、そういうことを御研究になつたことがあります。

○八木幸吉君 私が今申し上げた、新規の未許可線を通らずに、川上部落のもう一つ北の方へ道路をつけかえると、いふうな構想を、この前、安部さんがいらしたときも、それに似たようなことをおっしゃつたと聞いたのですが、そういうことを御研究になつたことがあります。

○政府委員(岡田孝平君) 一番初めの道という方は、経費は幾らかかるのでですか。

○政府委員(岡田孝平君) 幾らかといふのはちょっとわかつております。これは、東大寺境内と申しますが、それに非常に影響がある。東大寺の建物の礎石等に影響があるというようなことで、それはもう絶対にやることはできないと仰りますが、公園道は道路法上の道路になつておらぬわけであります。そこで、その問題につきましては、前にもちよつと申し上げたと申しますが、県の教員が、そちらの方に抜けるようにしたらどうだろうかというのを会社側に強く勧告したのであります。ところがそなへ、舗装の方は再検討をして、どんどん進行させるということを申し上げた

六月云々というのをもつと早く促進させる方法はないのですか、いかがですか。

六月云々というのをもつと早く促進させ  
る方法はないのですか、いかがで  
すか。

---

は宮内庁側の意見としては百五十メー  
リヤー

います。これは期限はございませんで、  
もう最短期限にこれを舗装する。これ

今の入口から二百メートル舗装する分につきましては、会社側から、三月五日付をもちまして舗装工事の申請が山

保護委員会のこの件だけない、いろいろの御希望、条件というものがついておりますので、行政的にそういう点

り返しおわび申し上げておりますが、四百メートル程度のものであり、実上變りはないということを運輸省に

六月迄々というのをもつと早く促進させる方法はないのですか、いかがですか。

今の入口から二百メートル舗装する分につきましては、会社側から、三月五日付をもちまして舗装工事の申請が出たわけでございます。

保護委員会のこの件だけない、いろいろの御希望、条件というものがついておりますので、行政的にそういうふうを会社に守らせるように、厳重に監督

り返しおわび申し上げておりますが、四百メートル程度のものであり、実上變りはないということを運輸省にきまして認定いたしまして、一応条

六月云々というのをもつと早く促進せ  
る方法はないのですか、いかがで  
すか。

○政府委員(河井彌八君) ちょっと聞き  
きもらしまして相済みませんが、ただいまここで許可の条件に基いて実行に  
移す、許可するということにつきましては、どうも委員長として再考しろと  
おっしゃいましても、それは取り計ら  
いにくいと思います。さらにそのほか  
のことにつきましては、さつきも八木  
委員から遠大な御計画、御意見があ  
り、私もまた何に関して多少の意見を  
持つておるのでありますか、やはり、  
もつと根本的な考え方を実施したいつも  
りであるということを申すにとどめて  
おきます。

○八木幸吉君 輸装の年限を短縮する  
ということは、これぐらいのことはで  
きると思いますが、どうですか、もう  
三年先にならなくてもできそうなもの  
ですね。

○政府委員(岡田孝平君) 輸装は、當  
初に許可いたしました条件といたしま  
しても、三年以内に正倉院の北側と西  
側の道路を舗装する。これは北側の方  
の一部はすでに一年半も前でござ  
いましたか、舗装いたしたのですが、  
北側の残った地区は昨年九月ごろでし  
たか、舗装いたしました。西側の方は  
まだ残っております。私どもいたし  
ましては、西側の舗装はできるだけす  
みやかにということは、これは繰り返  
して申しております。もう一つは、  
この路線の変更の部分でござります  
が、路線の変更の部分は百四メートル  
でありまして、そのうちの北の方か  
らの二百メートルは、これは今度許可  
いたします際の条件になるわけでござ  
ります。

います。これは期限はございませんで、もう最短期限にこれを舗装する。これは宮内庁側の意見としては百五十メートルもあればということをございますが、私どもいたしましては、まず二百メートルは必要であろうということを申しますので、それをとにかく先にやらせて、二百メートルということを申して許可いたしております。その方が急ぎますので、それをとにかく先にやらせて、その次に西側の舗装をさせたまして、これもできる限り督励をいたしまして早くさせたい、かように考えております。

今の入口から二百メートル舗装する分につきましては、金社側から、三月五日付をもちまして舗装工事の申請が出来たわけでございます。

○八木幸吉君 話をもう一べん少しもとに戻しますが、文化財保護委員会の方で許可しておらぬのに、工事施行の許可をしたというのはどういうのですか、四百メートルの新線の……。

○政府委員(山内公猷君) 新線については、これは先ほど申し上げましたように、大体第一次の許可とそう違わないということであつたわけであります。この点は事務的に十分でないということは認めております。三月五日付をもちまして舗装工事の申請があつたわけでございまして、まだ許可はいたしておりません。

○八木幸吉君 そこで、前に考えていたということを違わないから、それで許可した、今はあまりよくなかった、こういうことです。逆に、許可があるまでは、たとえば一ヶ月でもそこを通つちやいかぬという通行禁止の処置はできないものですか。

○政府委員(山内公猷君) 通行禁止の処置は現行法ではちよつと無理かと思いますが、

○八木幸吉君 そうすると、文化財保護委員会の許可というものは、全然無意味ぢやないでしょうか。

○政府委員(山内公猷君) たとえばお話をありました二百メートルの舗装を早くしろということは、この点は三月五日付をもちまして、受け付けたのは陸運局に受け付けたわけでございましたて、ただいま本省に参りましたので、至急にその審査をしたいと思ひますが、私どもいたしましても、文化財

保護委員会のこの件だけない、いるるの御希望、条件というものがついておりますので、行政的にそういう点を会社に守らせるよう、嚴重に監視をして参りたいと思います。

○八木幸吉君 私はその舗装の話は、行政権の話じやなくて、許可を必要とする路線の工事施行の許可を得ないので、やつてしまつた、つまり法律違反の行為に対して、それを禁止するということができないという点がどうも私にはわからない。そうすると、既成事実で何でも先にやつてしまえば、法律はあちからついてくるのだ、そんなものじやないと思う。だから条件がそろうまで使つちゃいけない、あすこを通つらなくて、どうということはないのですから、許可するまで通つちゃいけないということは、ちょっと困難ではないかとお話しなんですが、それができないのですか。

○政府委員(山内公猷君) 運輸省いたしまして免許をいたしておりますために、現在の法令上、一般通行を許可をしておりますので、それをとめるということは、ちょっと困難ではないかと思ひます。

○八木幸吉君 一番最初の話なんですが、この免許には工事施行というものが条件付である。こういう工事施行に埋め入る文化財保護委員会の許可が条件付である、こういう話に戻れば、その条件が満たされなければ、許可は取り消さなくとも、停止するということは当然できると思うのですね。それができなければ、条件というものが全然あつてもなくともいいというようなこともありますが、どうですか。

○政府委員(山内公猷君) その点は繰

事施行の認可をいたしたわけでござります。それをまた取り消すということを満たされたものといたしまして、も、なかなか事実問題として困難じないかと思います。

○八木幸吉君 認可をした条件があで欠格、つまり欠けるところがあるということがわかつても、一べん許可たらそれは事実問題として、事実問題として、ということは私はわからぬのだが、許可を取り消すことができないのだ、それは一体法を守る立場か、いってどうなんですか。

○政府委員(山内公猷君) もうしばば同じようなことを繰り返すようでは困ると思いますが、大体、第一次の許可をいたしました後、会社がいろいろの理由で、その最初の許可あつたようなルートをとれないといふことで、四百メートルに変更して参ったわけでございます。それ正式の御連絡ではないのでございまが、事務的にある程度下部では、委員会の事務当局の御意見も聞き、そうは第一次とならないという認定の手続をやつたのであります。それと、この第二次のものも条件が満たしましたために、こういう事態になつたましましては、その後、ただいま私の方の関係の法令の手續は終つておりますために、こういう事態になつたましましては、そこで私どもといたような条件を直接にお聞きいたしましたので、その条件を満たすよいろ河井委員長からお話しのあります。それをして認定いたしまして、一応条

に会社側を今指導し、早く出させて、それで舗装も早くやれということを言つておりますので、三月の五日に出したような書類になつておるわけであります。

○八木幸吉君 文化財保護委員会が許可をまだしていないのに、許可いたしましたと同じように、どんどん営業しているということを差しとめるということができないという御説明に、私納得できませんが、それを通行を禁止する、あるいは車馬の通行だけを禁止する、徒步はよろしいということを、一応一べん許可すれば取り消しができないかどうかということを、さらに運輸当局でも御検討願うということをお願いしたい。それから文化財保護委員会の方は、これは舗装が完全に終るまでは許可しない、舗装が完全に終れば許可する、四百メートルの櫛光道路、私は反対ですけれども、そこまで待つことができない理由をもう一べん伺つておきたい。

○政府委員(岡田孝平君) 許可いたしました場合に、これこれの条件をつけます場合に、これで許可するという場合に、その条件の履行を先にいたしまして、それから許可をするというの

は行政上例がない、かような理由をもちまして、これは第一回と同じように条件づき許可でございますから、条件を厳重に指示して、そうしてその条件を厳重に指示する。もしその条件を満足に履行しない場合には、法の定むるところの措置もこれはとり得ないことはないわけでありますから、先に条件を履行させておいて、あとから許可をす

るということは例がないのであります。一般の例に従つて今回の措置にし

たわけであります。

○八木幸吉君 今までこの会社は、土を掘つたあとに芝を植えるとか、植木を植えるとか言つていて、ちつとも

やつてない。そういう不信な相手に、舗装しなければほこりが立つて、正倉院の御物が汚れるのですから、何も形

式はつたやかましいことでなくて、お

前の方で許可を得たければ舗装して許

可願を出してこい、そうすれば考えて

やる、何でもない話だと思うのです。

行政上の例がないとか言われるけれども、舗装しなければ、ほこりが立つ

ですから、舗装しなければいかぬとい

うことは、文化財の専門の方でも言つておるし、言つていることが条件にならぬ、それが必要がなければ何にも条件にならぬ、条件が満たされなければ、車が通らないならないけれども、

四月から月に五千台も通るというの

す。私は路線を変えてしまえば一番

いと思いませんけれども、かりに一步譲つても、条件を履行しない相手に向つて、なるべくすみやかにこれをやるべし。文化財保護の立場に立つて、条件づきで言って許可するという場合に、その条件の履行を先にいたしまして、それから許可をするというの

はまだねえ。もしその条件を満たさない

ことがあります。

わかれあります。そうして工事が始まる

わけでありますから、文化財保護委員

会と運輸、建設省の共同責任をもちま

して、この条件を履行させることは必

ずできると確信いたします。

○竹下豊次君 山内局長にお伺いし

たのですが、まず一番初めに、免

許、それから工事施行の認可というこ

とにになりますね。それから自動車運転の許可というのは、別の手続は要らな

いのですか、工事施行の認可と一緒

に、一体として自動車の運転は許可さ

れることになるのですか。

○政府委員(山内公猷君) 初めに免許がございまして、それから工事施行の認可がございまして、それで道路がで

きますと、その竣工検査をいたしまし

て、その後で供用開始の許可をしま

す。供用開始と言いますのは、自動車

が通つてもいいという供用開始の許可

をします。

○竹下豊次君 道路の使用ということ

の中には、歩行の許可もある、歩行し

てもいいということもあるだろうし、

自動車の運転もいいということもある

だらうと思います。自動車の運転とい

うものも当然許されるということにな

りますが、三十四年三月ということを期限と

して切られたその根拠はどこにあるの

が、三十四年三月ということを期限と

して切られたその根拠はどこにあるの

あります。急ぐにこしたことにはな

いと思うのです、普通なら、非常に間

にかかりすぎちや困るとか、業者が金

を出しきれないとか、そんな理由でも

あります。それをそんなに長くお切りになつた根拠はどこにあるのでしょうか。

○政府委員(岡田孝平君) それはおそ

らく公園道でございます。正倉院の北

側と西側にあります公園道であります

て、いわゆる公園になりますので、公

道に舗装の条件を個人につけるとい

うことは非常に酷なことではないかとい

○政府委員(岡田孝平君) この許可申請書は、運輸、建設省に出すのでありますて、どういう設計でもって、経費は幾らで、これをいつまでに終るというよう

うな詳細なことを書きまして、書類を提出して運輸、建設両者の認可を得る

○竹下豊次君 そうすると、もう即刻、さらに願書は出されないで、当然なって、こうなつてくる、当然できるので

すね。

○政府委員(山内公猷君) さようだ

さいますので、当然供用開始がありま

すと、自動車が走るということになる

わけであります。

○政府委員(山内公猷君) 申請者から

言えば一応そういうことにもなります

が、行政の実態から言いますと、申請者にも落度が非常にあつたわけでござ

いました、その点、われわれは申請者

に、もつと誠意をもつていろいろなも

う議論があつたのでござりますが、しかしながら、これはさような条件でもつけて、そして許可する。そして塵を防ぐということのために、公道であるが、会社には非常に酷ではあるけれども舗装させる。そのかわり、これはいろいろ会社の経営状態等もございましょうし、三年の期限によって、その間にこれを舗装して行く、こういうような理由ではないかと思ひます。

○竹下豊次君 どうも私の察しでは、会社の経営状態等から顧みて、なかなかそれではやり切れないということが

もとじやなかつたのかというような感じがするのです。それだとすると、あまり遠慮をしきるのじやないか、こ

ういう気持がするのですが、そう何里といふ道のりもありませんし、こ

ちよつとのことなんです。それを三年も余裕をおく、しかも今まで不当な

行為をしている業者に対して、そんなに情けをかけないでもいいのじやないか。もう少しつづきはされていいのじやないかという気持を私は深くする

わけですが、もう少し何とかはつきり……。会社の経営の状態はどうなんですか、それで私はわからないのです。けれども、土地を採掘して運搬すると

いうのが会社本来の仕事であつたのじやないかしらんと思うのです。それがなかなかうまくいかないので、徳光道路ということに乗りかえたようないはないか、こういう気持すら私はする

のです。そうすると、経営状態があまりうまくないとすれば、期間をあまり短縮しても、結局できないことになりうることもあるわけなんです。そうであるけれども、しかし今までやりかけた

ことだから、やはりこれをとめることできまないと、いうならば、できるだけ早くしなければならない。つまり正倉院に被害のある時期をなるべく短縮しなければならない。しかし、どうして

も会社に金を出す力がないならば、大体運輸省、建設省もそうですが、文化財の今日までのおとりになつた態度に

ついても欠陥があつたと見なければなりません。そうすると、その点は一部

政府の方でも負わなければならないからやむを得ないならば、政府の方で

も急ぎ方途を講ずる。まあ費用の関係等からいたしまして、そういうことまでお考えになつた方がいいのじやない

か。ただ会社が経営が相当にできるのに、政府の方で先にそれを国費を使つてしまふということになつたら、いよいよ甘やかしてしまうと、いうことに

なつて、はなはだ好ましくないことになりますから、それは私はよくないことだと思いますけれども、そういう点がまだはつきりしないように私は思

うのです。同情の余地がないように私は思つておられますけれども、そういう

点がまだはつきりしないように私は思つておられます。そこで、この件につきましては、うんと制裁を加えなければならぬならないはずのものだと思うのです。

○政府委員(岡田孝平君) お話はまさにこもつともございまして、当

初の条件を変更いたして、ずっと前につけました条件を変更をあとからする

ということは、これは前回にもお話をございましたが、やはりこれは無理

だ、しかしながら、行政的に、これは指導によりましてお話を趣旨の通りで

きるだけすみやかに、やはりこれは無理すけれども、期限以内に早くさせるといふことは、行政の指導によりまして

お尋ねいたします。

○政府委員(岡田孝平君) この前のことを少し訂正いたしまして、法律的に

見ております。

うな気持ちで後やつて行きたい、かよ

うに考えております。

○竹下豊次君 この前の会合のとき

に、私は条件をつけて許可した、その

許可があつた場合、なおかつ

それではまだ足りなかつたのだという

ことがあとで発見された場合に、さら

に条件を追加して命令令することができる

あります。その点は私は法律的に考

えて、そういうことになるといふと、被許可者の方は、どこまで言うことを

きいていいのか不安をいだくだろうか

ら、そこまでの条件をさらに追加する

ことができますか、御研究を願います。

○理事(秋山長造君) 他に御発言ございませんか。……他に御発言がなけれ

ば、本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

三月二十六日本委員会に左の案件を付  
託された。(予備審査のための付託は二  
月十八日)

一、防衛庁設置法の一部を改正する  
法律案  
一、自衛隊法の一部を改正する法  
律案

昭和三十二年四月二日印刷

昭和三十二年四月三日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局